

平成 28 年度
千葉市包括外部監査の結果報告書
(概要版)

第 1 監査テーマ

介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第 2 監査テーマ

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

千葉市包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

第 1 監査テーマ

(概要版)

介護保険事業における財務に係る事務の執行について

目次（概要版）

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 外部監査の補助者	1
第2 介護保険事業に関する概要	2
1. 介護保険事業等の全体像について	2
2. 介護保険関係事務機構について	2
3. 事務分掌について	2
4. 予算・決算の状況について	2
5. 要介護認定の状況について	2
6. 介護サービス事業所数の推移について	2
7. 介護保険事業の主要な事業の推移について	2
8. 介護保険事業の給付に係る政令市比較について	2
第3 外部監査の結果	2
I 外部監査の実施結果の一覧について	2
II 介護保険事業の監査の結果について	3
1. 介護保険料の賦課・徴収について	3
2. 過誤納金の還付処理について	6
3. 介護サービスに係る申請から指定までの事務について	7
4. サービス提供から報酬支払までの流れについて	9
5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査について	9
6. サービス利用開始後の利用者からのクレーム対応について	10
7. 各種利用者負担軽減制度について	11
8. 介護給付適正化事業の取り組み状況について	12
9. 介護保険住宅改修費の給付等について	13
10. 医療情報の提供及び介護給付費通知書について	15
11. 介護予防事業について	16
12. 包括的支援事業について	17
13. 任意事業について	22
第4 利害関係について	23

注：外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

介護保険事業における財務に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成27年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成28年度

3. 事件を選定した理由

千葉市包括外部監査の結果報告書（以下、「監査結果報告書」という。）1～2頁参照。

4. 外部監査の方法

（1）外部監査の実施目的

外部監査の実施目的は、監査結果報告書2頁に記載しているとおりである。

（2）監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

（3）監査の視点

監査結果報告書2頁参照。

（4）主な監査手続等

監査結果報告書3頁参照。

（5）監査の結果

監査の結果については、監査結果報告書の「第3 外部監査の結果」（22～105頁）に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は12件、意見は32件であった。

（6）監査対象

① 監査対象項目

介護保険事業における財務に係る事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象部局等

健康支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課、高齢障害支援課介護保険室（区役所保健福祉センター）

5. 外部監査の実施期間

自 平成28年6月16日 至 平成29年3月31日

6. 外部監査の補助者

（1）監査実証手続等実施補助者

草薙信久、豊田泰士、松原創、氏家美千代、久保睦江、高橋和則、横塚大介、柳原翼

（2）監査品質管理担当補助者

古屋尚樹

第2 介護保険事業に関する概要

1. 介護保険事業等の全体像について

介護保険事業等の全体像については、監査結果報告書5頁に記載しているとおりである。

2. 介護保険関係事務機構について

介護保険関係事務機構については、監査結果報告書6頁に記載しているとおりである。

3. 事務分掌について

事務分掌については、監査結果報告書7頁に記載しているとおりである。

4. 予算・決算の状況について

(1) 介護保険事業特別会計の推移について

介護保険事業特別会計の推移については、監査結果報告書8～9頁に記載しているとおりである。

(2) 平成27年度介護保険事業特別会計の決算の概要について

平成27年度介護保険事業特別会計の決算の概要については、監査結果報告書10～11頁に記載しているとおりである。

5. 要介護認定の状況について

平成27年度における千葉市各区の要介護認定の状況については、監査結果報告書12頁に記載しているとおりである。

6. 介護サービス事業所数の推移について

介護サービス事業所数の推移については、監査結果報告書13頁に記載しているとおりである。

7. 介護保険事業の主要な事業の推移について

千葉市介護保険事業の主要な事業の実績（件数及び給付費）の推移については、監査結果報告書14～15頁に記載しているとおりである。

8. 介護保険事業の給付に係る政令市比較について

介護保険事業の給付に係る政令市の状況については、監査結果報告書16～21頁に記載しているとおりである。

第3 外部監査の結果

I 外部監査の実施結果の一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、介護保険事業に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表である。ここで、指摘とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反として監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、意見は、当該財務事務等が合規性違反ではないが、経済性・効率性、又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。また、「提案」という区分は、監査対象部門又は市として直接対応することができない意見であるが、法制度の改革により、行政の事務処理がより効率的に実施することが見込まれるもの等を表す。

この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置として必ず実施することに合意したものである。

【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

大 項 目	中 項 目	小 項 目 等	A 介 護 保険課	B 高 齢 福祉課	C 地 域 包 括 ケ ア 推進課
指摘の合計数（延べ 12 件）			9	3	0
意見の合計数（延べ 32 件）			18	3	11
提案の合計数（1 件）			1	0	0

注：指摘及び意見の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2 課に共通する指摘が 3 件、同じく 2 課に共通する意見が 2 件存在し、それぞれを 1 件として数えているために「延べ」としているものである。

Ⅱ 介護保険事業の監査の結果について

1. 介護保険料の賦課・徴収について

（1）概 要

① 介護保険料の賦課徴収の仕組みについて

千葉市では、介護保険法施行令第 38 条第 2 項により算定された基準額に対して、千葉市介護保険条例第 3 条に基づく保険料率に基づき、保険料を算定している。市はその基準額（平成 27 年度の基準額は年額 61,800 円）を第 5 段階の年額保険料として、本人の前年の所得や毎年 6 月に決定される当該年度の市民税・県民税の課税状況、4 月 1 日の世帯状況に応じた保険料率により、第 1 段階（年額保険料 27,810 円）から、第 13 段階（年額保険料 148,320 円）に分類し、賦課している。

② 介護保険料の未納の発生について

未納者は普通徴収の対象者で、平成 27 年度の普通徴収による収納率は 88.68%である。

③ 未納介護保険料の年度推移について

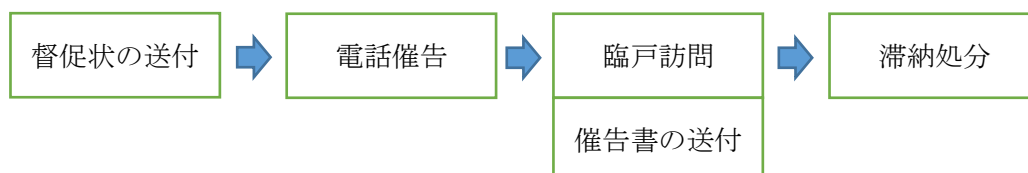
平成 27 年度における介護保険料の収納率は 96.39%である。その結果、収入未済額は 5 億 4,872 万円（還付未済含む額）であった。また、還付未済額を差し引いた収納額は、146 億 3,129 万円であり、収納率は 96.26%である。その結果、還付未済額を含まない収入未済額は、5 億 6,823 万円である。還付未済額を含まない収納率については、平成 27 年度において、現年度分が 98.67%、滞納繰越分が 17.34%であった。これらの収納率のうち、平成 27 年度の現年度分は、平成 23 年度（98.25%）に比べて 0.42%だけ上昇しているため、収納率は改善している。一方、平成 27 年度の滞納繰越分の収納率は、平成 23 年度（18.86%）に比べて 1.52%だけ低下しており、必ずしも改善しているとは言えない。

④ 介護保険料の徴収対策について（省略）

⑤ 介護保険料の未納発生後の徴収の流れについて

介護保険料が当初の指定期限までに納入されない場合には、千葉市介護保険条例第8条に、千葉市介護保険規則第36条及び千葉市市税条例第7条に則り、納期限後30日以内に、滞納者に対して、督促状を送付する。未納発生後の徴収の流れは次のとおりである。

【徴収の流れ】



(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 介護保険料の徴収猶予について

ア. 介護保険料の徴収猶予手続について (指 摘)【介護保険課】

【現状・問題点】

千葉市では、千葉市介護保険条例の徴収猶予の対象になる保険料を「期限未到来」に限定し、他方で「期限到来済」の保険料については徴収猶予の対象ではなく、千葉市介護保険条例及び同規則に根拠のない「分割納付」の対象として処理している。その期限到来済の保険料については、平成28年5月16日付「介護保険料猶予制度等事務マニュアル」が作成後も、滞納者が分納を希望する場合には、区長は、滞納者から介護保険料納付誓約書の提出を受けただけで、原則1年以内の分納を認めている。これは、条例や規則に根拠がなく、介護保険料納付誓約書の提出のみで徴収猶予より長期間の「分割納付」を認めることになっている。したがって、条例に根拠がなく、かつ同条例における徴収猶予手続より緩和された手続で「分割納付」を認めている現在の運用は同法に違反していると考える。

【結果】

「期限到来済」の保険料について分割納付を認めるための根拠を千葉市介護保険条例に規定するか、あるいは同条例第10条第2項が定める徴収猶予の対象に含めて分割納付の手続を採らたい。

イ. 分割納付期間について (指 摘)【介護保険課】

【現状・問題点】

千葉市では、分割納付の場合は原則1年以内での分割納付を認めている。しかし、滞納額が10万円を超えるケースで平成30年12月3日までの長期の分納計画を認めているものや実質的には1年を越える期限を事実上認めている。他方で、滞納額が多く、支払原資が乏しいような場合には、1年以内で完済する分納計画を作成することは困難であり、また、分納計画が履行される可能性も低い。

【結果】

分割納付期間については、現在の徴収猶予と同じ6月以内の期限しか認めないと、実効

的な分納計画を作成する上で、柔軟な処理を阻害し、実務において脱法的な弁済計画を作成せざるを得ない要因になる。そのため、分割納付の期間について、滞納金額と滞納者の資力に応じて、合理的な期限についても設定することができるよう、条例又は少なくとも要綱において定められたい。

② 生活保護受給者からの徴収について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

千葉市では、介護保険料を滞納している滞納者のうち、生活保護受給者からも、分割での返済を受けている。生活保護法の適用を受けている滞納者からの返済は、生活保護費から行われており、「最低限度の生活を保障する」ための生活保護費の一部を返済原資とすることは、生活保護法の趣旨に合わない部分がある。

【結果】

今後も継続して生活保護法の適用が余儀なくされるような滞納者については、当該債務者が自ら返済を望む場合は別として、市が積極的に返済を求めることは好ましくなく、むしろ執行停止処分を実施するよう要望する。

③ 滞納債権の移管基準について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

各区長は、介護保険料を滞納している者のうち、強制徴収債権引継事務処理要領に基づき、介護保険課を介して、債権管理課へ滞納処分のために引継ぎを行っている。滞納処分については、その手続に人件費等のコストが伴うため、滞納額が高額な債務者を優先することに合理性は認められる。他方で、平成 26 年度から滞納繰越された介護保険料は被保険者数 8,812 人で総額 2 億 2,277 万 8,984 円であり、滞納者一人当たりの滞納額は平均 3 万 5,000 円に止まるため、債権管理課への移管基準である「滞納額が概ね 10 万円以上」という金額設定では、多くの滞納者が移管対象から外れることになる。

【結果】

滞納処分に伴う人件費等のコストについて、具体的に算出する一方で、将来的に、現在の移管基準による移管件数が減少した場合には、速やかに現在の移管基準の滞納額「概ね 10 万円」について減額を検討するよう要望する。

④ 相続人への請求について（指摘）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、介護保険料の滞納者が死亡した場合に、滞納者の相続人調査を行っておらず、相続人への請求も行っていない（滞納者のうち死亡者約 1,000 人）。介護保険料の支払義務は金銭債務であり、滞納者の死亡と同時に法定相続分に応じて、相続人に相続されるため、債務者は相続人であり、また、滞納者自身は死亡しているため、滞納者による返済は法的に不可能である。

【結果】

介護保険料の滞納者の死亡が判明した場合には、税務担当課との連携や現在の移管基準

に基づく高額滞納者については移管先の債権管理課で相続人調査を実施してもらうようにするなど、納付義務を負っている相続人に義務に応じた請求をされたい。

⑤ 不納欠損処理と時効管理について（指摘・意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、滞納介護保険料について、2年間の消滅時効期間（介護保険法 200 条第 1 項）の経過をもって、不納欠損処理を行っている。市が介護保険料について平成 27 年度に実施した不納欠損処理の実績は合計で 1 億 4,865 万 1,350 円（32,208 件：件数は債務者数ではなく、介護保険料の期別毎の件数）である。

市は、分納誓約書の提出を伴わない債務者から支払猶予の申出があったとしても、債務承認としての時効中断事由として扱っていない。また、納付書による一部弁済や分納誓約書に基づく分割払いがあったとしても、充当された期の介護保険料債務のみ時効中断債務承認としての時効中断を認め、滞納している介護保険料全体に対する時効中断として処理していない。

現在の市の運用では、実質的には時効中断と判断することができ、未だ時効により消滅していない債権についてまで時効により消滅したものとして不納欠損処理を行い、債権管理の対象から除外していることから、不適法な債権管理と言わざるを得ない。

【結果①：指摘】

時効中断事由及び時効中断対象債権を適切に把握し、未だ消滅時効が完成していない債権を不納欠損処理しないようにされたい。なお、債務者と折衝する際には、分納誓約書の提出に至らないケースにおいても、債務承認書等の「債務承認」を客観的に確認できる書面を用いるなどして、債務者に債務を認めさせた上で、時効中断として処理をされたい。

【結果②：意見】

複数期の滞納者が一部の期の債務を返済した場合は、分納誓約書に記載された債務に他の期の債務が記載されていれば、債務者は他の期の債務も認識した上で返済していると考えられ、他の期の滞納分の債務についても、時効の中断を検討するよう要望する。

2. 過誤納金の還付処理について

（1）概 要

平成 27 年度に発生した過誤納保険料のうち、約 1,913 万円が還付未済であり、平成 22 年度から同 26 年度までに発生した過誤納保険料のうち 38 万 6,439 円が還付未済である。市では、還付未済の過誤納保険料については、過誤納金還付通知書の送付日から 2 年経過した時点で、消滅時効が完成したものとし、以後は還付を行わない取り扱いとしている。

（2）手 続（省略）

（3）結 果

① 還付対象者からの請求法について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、過誤納保険料が発生した場合に、所定の手続きにより指定された口座に過誤納

保険料を送金している。しかし、還付希望者が本人であることを裏付ける資料の提出は求めておらず、また、振込先口座は還付希望者が他人名義の口座を指定することも可能であり、当該他人との関係を記載する必要もないため、過誤納金還付通知書を入手した第三者が本人に成りすまして自身の口座に振り込ませることも容易に可能である。

【結果】

還付希望者から介護保険料還付請求書及び振込先口座記入用紙の提出を受ける際には、適切な本人確認の手続を行うよう要望する。

② 相続人への対応について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、過誤納保険料が発生した場合、所定の手続きにより指定された口座に過誤納保険料を還付している。申出書兼振込先口座記入用紙での記入・押印は相続人代表者のみが行えばよい運用となっている。しかし、過誤納金の還付請求権は金銭債権であり、相続発生と同時に各相続人が相続割合に応じて相続するものであり、相続人の一人が全額を受け取る場合には、他の相続人の同意が必要になる。

【結論】

申出書兼振込先口座記入用紙の提出を受ける際には、相続人全員の合意を確認した上で、還付手続を採るよう要望する。

③ 将来分への充当について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、過誤納保険料が発生した場合、還付請求者から要望があれば、将来発生する介護保険料へ充当することを認めている。しかし、市から積極的に将来の充当に関する説明を行うことはなく、過誤納金還付通知書にも充当に関する記載はない。この点、千葉市介護保険条例第7条は、保険料の前納を認めている。そのため、過誤納金についても還付請求者が希望すれば将来分への充当も可能であると考えられる。

【結果】

過誤納金還付通知書に将来分の充当について記載し、充当同意書を同封し返送を求めることも検討するよう要望する。

3. 介護サービスに係る申請から指定までの事務について

（1）概要

① 介護保険課における介護サービス事業者の申請から指定までの流れについて（省略）

② 介護サービス利用者の申請から認定までの流れについて（省略）

（2）手続（省略）

（3）結果

① 要介護認定の所要日数について（指摘）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護保険法第27条第11項によると、原則として申請のあった日から30日以内に認定

結果を通知することになっているが、千葉市においては要介護認定の所要日数が 30 日を常態的に超過している (37.3 日)。その主な原因としては、訪問調査実施のための日程・担当者調整の遅れ、主治医意見書の提出の遅れ等によって審査にかけられる日程が後ろにずれこんでしまうこと等が挙げられる。訪問調査の実施については県内他都市 (15.3 日) や全国平均 (14.1 日) と比較しても相当日数を要している状況であり (19.7 日)、日数短縮の余地が十分にあるものと考えられる。千葉市において訪問調査の実施までに時間を要している根本的な原因は認定調査員の不足にあると考えられる。市においては認定調査の 9 割程度を直営で実施しており、認定調査を広く外部事業者へ委託できる体制が整っていない (他の政令市での直営比率：5 割程度。認定申請から調査実施までの平均日数：千葉市より 7 日～9 日程度短縮。)

【結果】

千葉市の場合、認定調査を広く外部事業者へ委託できる体制が十分に整備されていないため、中長期的には、③に後述の事務受託法人の導入のような方策が有効であると考えられる。それが効果を発揮するまでの期間についても、認定調査委託の受け皿となる事業者を増やすような仕組みを構築するよう要望する。

② 認定調査委託先の利益相反関係について (意 見)【介護保険課】

【現状・問題点】

居宅介護支援事業者への委託範囲を拡大するため、平成 28 年度より居宅介護支援を受けている居宅介護支援事業者へも委託することができることとなった。しかし、担当者が異なっていたとしても、当該事業者へ属する者が、当該事業者がサービスを提供している利用者の調査を行う場合、利益相反関係は生じていることから、当該事業者を利するような不当な調査が行われる可能性は高まる。

【結果】

不当な認定調査を牽制する仕組みを整備する必要があると考えられるため、例えば、事業者の倫理規範の整備要請など、一定の仕組みを導入するよう要望する。

③ 認定調査事務の効率化について (意 見)【介護保険課】

【現状・問題点】

他都市においては、専門性の高い指定市町村事務受託法人に認定調査事務を委託することによって認定調査事務の効率化を図っている事例がある。千葉市の場合には、指定市町村事務受託法人の受け皿となる法人がないのが現状であり、認定調査事務のさらなる効率化に向けて課題を残している状況にある。

【結果】

中長期的な課題として事務受託の受け皿となる法人の新設を支援することも視野に入れる必要がある。例えば、千葉市社会福祉協議会等の既存の社会福祉法人が事務受託法人の指定を受けられるような環境整備を行っていくことについても検討するよう要望する。

④ 審査水準の平準化について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

千葉市では、現在 25 の審査部会を設け、平日にほぼ毎日、審査会を開催することによって、要介護認定の迅速化が図られている。その審査部会ごとの重度変更または軽度変更の件数・比率については相当なばらつきがあり、また、一次判定結果からの変更がほとんどない審査部会もあるなど、審査水準の平準化という点では課題がある。例えば、25 番目の審査部会の変更率が 34.98%と一番高く、逆に、7 番目の審査部会の変更率が 2.93%と一番低い。これら 2 つの変更率の間には、32.05 ポイントの差異があった。

【結果】

審査部会の事務局である区の介護保険室担当者は、過去の要介護認定結果の実績から当該審査部会における重度変更または軽度変更の傾向を事前に把握しておき、第三者的視点で、審査部会の議事を注視することも必要であると考え。審査部会の事務局である介護保険室職員には、専門家である委員に対して無用な遠慮を抱くことなく、審査判定の手順や基準が遵守されるよう積極的に関与するよう要望する。

4. サービス提供から報酬支払までの流れについて（解説）

（１）基本的な業務の流れについて（省略）

（２）過誤調整について（省略）

5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査について

（１）概要

千葉市においては、サービス利用開始後の所管課による事業者の指導・監督として、「集団指導」、「実地指導」並びに「監査」を実施している。なお、サービス種別と所管課について、介護保険課は居宅サービス他 2 つのサービス種別を、また、地域福祉課監査指導室は介護老人福祉施設他 4 つのサービス種別をそれぞれ指導・監督対象としている。

ア. 集団指導について

指定居宅サービス事業者等に対し、基準の解釈や制度改正点等の必要な情報を提供することを目的とする。

イ. 実地指導について

保険給付に関する文書の提出及び質問等により、事業の運営状況、介護報酬の算定状況について確認し、必要に応じて指導を行い、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

ウ. 監査について

監査は、入手した各種情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施するものである。監査の結果に応じ、行政指導（勧告）、行政処分（効力停止・取消等）といった行政上の措置を講じる。

（２）手続（省略）

(3) 結 果

① 実地指導の結果、過誤請求が発見された場合のてん末確認について（指 摘）

【介護保険課】

【現状・問題点】

実地指導の結果、サービス事業者による介護報酬請求の過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告を徴求しててん末を確認している。しかし、利用者負担分については、利用者に返金したかどうかの報告までは求めている（地域福祉課監査指導室では実施。）。

【結果】

実地指導の結果、過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告と併せて利用者負担分を利用者に返金したことを証する報告書を徴求されたい。

② 実地指導の対象事業所の選定方針について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

平成 27 年度では 168 事業所の実地指導を実施しているが、実地指導の対象となる事業所は 1,000 を大きく上回っており、サービス事業者指定の有効期間である 6 年間に 1 回は全事業所の実地指導を行うことは困難であると考えられる。

【結果】

過去の実地指導の結果や苦情・相談記録、医療情報との突合及び縦覧点検情報によって得られる情報を整理することによって、事務ミスや不正、事故のリスクが高い事業者を客観的に把握することが可能になると考えられ、リスクに応じたメリハリのある実地指導のために、リスク分析のための情報をデータベース化し、活用するよう要望する。

6. サービス利用開始後の利用者からのクレーム対応について

(1) 概 要

介護サービスを利用して困ったことや相談したいことがあった場合、利用者が事業者に伝え難いものや事業者への連絡・相談では解決に至らないものなどは、市所管課等で受け付けている。また、区の介護保険室でも事業者の苦情・相談を受け付けており、保険給付に関することなど所掌する事務の範囲で対応しているが、所管外のものや調査を要するものなどについては、担当部署へ引き継いでいる。市介護保険課では、受け付けた苦情・相談について、指定基準等に照らして調査や指導の必要性を検討し、対応の結果までを記録したうえで、苦情相談の内容や対応の内容で分類し、資料として取りまとめている（平成 27 年度：109 件）。また、集計結果は所管課内で共有されるほか、国保連合会にも提出される。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 苦情・相談対応事務の所掌等のあり方について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護サービスに関する苦情等の受付処理は、現在、介護保険課において苦情・相談対応

記録を行っているが、苦情・相談等の第一次受付者となり得る区の介護保険室や千葉市あんしんケアセンター等では共通の様式を使用した苦情・相談記録は行われていない。

【結果①】

伝達の正確性・効率性を勘案すると、第一次受付者（区の介護保険室や千葉市あんしんケアセンター等）となりうるすべての主体に共通の苦情・相談記録様式を導入する等、第一次受付者が介護保険課に提供する情報が不十分にならないように情報を引き出せる仕組みを整備するよう要望する。

【結果②】

また、所掌事務を見直し、苦情・相談対応とその記録を区の介護保険室の正式な事務として位置づけること、また、千葉市あんしんケアセンターへの委託事務としても位置づけることを検討するよう要望する。

② 苦情・相談記録のデータベースについて（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

苦情・相談記録については平成 27 年度までは記録票をファイリング保管するのみであったが、平成 28 年度より ACCESS（関係データベース管理システム）を使用してデータベースを作成している。しかし、苦情・相談記録データベースには、例えば、地域包括ケア推進課が所管する千葉市あんしんケアセンターに対する苦情のように、介護保険課以外が所管する事業所への苦情・相談内容も詳細に記録されている。そのてん末については介護保険課で確認してデータベースに記録するという対応は行われていない。また、関連する他の所管課とのデータベースの共有は一切行われていない。

【結果】

データベースを介護保険課と関連性の高い他の所管課（地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課等）と共有し、介護保険課が他の所管課に引き継いだ苦情・相談のてん末については引き継いだ所管課が記録するという仕組みを構築するよう要望する。

7. 各種利用者負担軽減制度について

（1）概要

① 利用者負担軽減制度の全体像について

千葉市においては、経済的に苦しい環境にあっても介護を必要とする人が広くサービスを享受できるよう、「特定入所者介護サービス費」等の利用者負担軽減制度を設けている。

② 社会福祉法人等利用者負担軽減対策について

社会福祉法人等利用者負担軽減対策を実施している社会福祉法人等が実施する介護サービスを利用した場合に、申請により利用者負担（1割等）が一部軽減される。その場合、利用者負担軽減分は、当該社会福祉法人等が減収分を負担することとなる。

（2）手続（省略）

(3) 結 果

① 社会福祉法人等利用者負担軽減対策の利便性促進に向けた対応について

【介護保険課】(提 案)

【現状・問題点】

社会福祉法人等利用者負担軽減対策について、平成 27 年度における本制度の利用人数は 23 人、軽減額総額は 1,652,483 円にとどまっている。このような状況に対して、利用者にとっての利便性を促進するような対応策が図られていないのが現状である。

【結果】

本制度の利用実態について調査を実施し、利用者にとって利便性が十分に進んでいないことが確認された場合には、本制度を導入している社会福祉法人にメリットが及ぶような仕組みの構築や利用者の認定要件の緩和等の対応を図ることを国に対して促すことを提案する。

8. 介護給付適正化事業の取り組み状況について

(1) 概 要

① 介護給付適正化事業の全体像について

千葉市高齢者保健福祉推進計画（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）において、介護給付適正化の推進が謳われている。

② 要介護認定の適正化について

介護給付適正化事業として要介護認定の適正化のため、所定の取り組みを実施している。

③ ケアプランの点検について

ア. 実施方法について

イ. 業務の流れについて

ウ. 平成 27 年度実績について

37 事業所、75 件のケアプラン点検を実施している。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① ケアプラン点検の要員確保について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

ケアマネジャーに対して指導的な立場をとるケアプラン点検においては、ケアマネジャーと同等以上の知識・経験が求められる。しかし、千葉県下のケアマネジャーの資格更新に当たって必要となる実務経験にケアプラン点検が含まれていなかったことから、ケアプラン点検要員としてのケアマネジャーの確保が困難な状況になっていた。

【結果】

ケアプラン点検のニーズは質・量ともに増大することが想定されるため、有能なケアマネジャーがケアプラン点検に充てられる時間を増やす必要がある。今後はフルタイムでの従事を希望しないケアマネジャーも増加することが想定される。そこで、例えば、事前に

広くケアマネジャーを登録しておく人材プールを構築しておき、登録されたケアマネジャーを都度ケアプラン点検にアサイン（割当・配置）するなど、有能なケアマネジャーを時間単位でより柔軟に活用できるような制度を構築することを検討するよう要望する。

9. 介護保険住宅改修費の給付等について

（１）概 要

① 介護保険住宅改修費の給付制度について

介護保険で利用できるサービスの一つに、介護保険住宅改修費（手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止等改修が対象）の給付制度がある。この介護保険住宅改修費の給付制度は在宅での暮らしを支える制度の一つであり、市所管課は介護保険課及び各区の介護保険室である。その現地調査は、介護保険課等が毎年度、千葉市住宅供給公社に対して、審査等の業務委託を行っているため、千葉市住宅供給公社の専門技術員及び看護師による調査を受けることとなる。このようにして現地調査等を終えた住宅改修の所要経費については、上限額 20 万円で原則として 9 割（又は 8 割）が給付される。

② 介護保険住宅改修費の実績について

介護保険住宅改修費の給付の実績について、平成 27 年度までの年度推移をみると、住宅改修の実績は件数ベースで大幅な伸びを示し、実績額ベースでも増加傾向にある。平成 27 年度の住宅改修件数は 2,660 件、その実績額は 2 億 6,697 万円であった。平成 25 年度の実績と比較すると、住宅改修件数は、365 件の増加で、15.9%の増加率であり、その実績額の比較では、6.2%の増加であった。

③ 住宅改修に係る審査等委託について

平成 27 年度では 2,660 件の住宅改修費の給付請求が発生している。そのうち、124 件程度が、千葉市住宅供給公社への業務委託により、審査等の業務が行われている。この契約に係る市側の関係所管課は、介護保険課以外に、高齢福祉課及び障害者自立支援課である。

（２）手 続（省略）

（３）結 果

① 会計間の費用負担について（指 摘）【介護保険課・高齢福祉課】

【現状・問題点】

住宅改修に係る審査等業務委託の契約金額は 15,125,000 円であり、その業務委託経費を高齢福祉課と介護保険課が折半して負担している。その根拠は、予算編成時点での調査予定件数を介護保険課と高齢福祉課で同数（248 件：平成 28 年度予算）と見做していることによる。しかし、このような調査予定件数を根拠とする業務委託経費の折半については、併用申請分の取扱い等に問題がある。以上より、現在、会計間で折半されている費用負担割合は、一般会計に過重であり、市費での負担が重いものと考えられる。例えば、1.5 : 1 の負担割合とした場合、介護保険事業特別会計約 900 万円、一般会計は約 600 万円となる。

【結論】

以上のように、調査予定件数に基づいた業務委託経費の折半というルールについては、

実績に応じた按分比率で再度見直し、その結果を踏まえて業務委託経費の按分を一定のルールに基づき実施されたい。

② 住宅改修審査等業務委託の積算について（指 摘）【介護保険課・高齢福祉課】

【現状・問題点】

住宅改修に係る審査等業務委託契約の一式の中には、積算項目と金額のみ記載した簡単な積算書が添付されている。しかし、各積算項目の内訳について、高齢福祉課や介護保険課で作成した積算内訳書がなく、その根拠資料となっているのは、当該随意契約の受託者である千葉市住宅供給公社が作成した「業務委託料の積算」という文書であった。

【結果①】

予算編成時に入手した事業者参考見積もり金額が、そのまま契約金額につながることを実務とする事務処理を根本から改める必要があり、当該見積書はあくまで参考として、市所管課としての独自の積算内訳を設計されたい。

【結果②】

委託業務の仕様内容に記載された異なる業務内容の性質に対応した異なる労務費単価の設定を検討されたい。

③ 設計内容の見直しについて（指 摘・意 見）【介護保険課・高齢福祉課】

【現状・問題点】

仕様書では、原則として確認審査時における訪問調査に、専門技術者と看護師等が同行することを明記され、一方、住宅改修工事後の決定検査時では、専門技術者が検査を実施し、必要に応じて看護師等が同行するとされている。しかし、積算書の内容には、専門技術員も看護師も2人ずつ12か月勤務する体制とされ、当該審査等業務への専従を前提に考えると、仕様書の内容と乖離が生じているものと考えられる。

また、市所管課はこのような専門技術員や看護師等の積算上の予定活動量に対して、これまでに業務従事状況を把握するための実績報告を入手していない。

更に、当該業務委託の中で看護師が調査業務に従事することについて、千葉市のように審査業務に看護師が従事することは他の政令市では稀な状況が把握された。

平成27年度では申請件数2,660件に対し、1割程度の審査であった。

【結果①：指摘】

専門技術員と看護師が実際にどの程度、審査等業務に従事しているのかを把握する必要があるため、受託事業者の業務報告の中に、申請案件1件当たりの審査等業務への従事時間等を記載させる様式を検討し、実績報告を行うよう検討されたい。

【結果②：意見】

実績報告に基づき、業務委託仕様書の記載内容と積算内訳書との間に整合性がない積算箇所が明らかになった場合には修正を行うよう要望する。

【結果③：意見】

現在の業務委託ではより丁寧な審査等を行う必要性に偏重していると考えられるため、

より多くの給付等申請案件の審査が実施されるよう、積算内容の精査・変更を実施するよう要望する。

10. 医療情報の提供及び介護給付費通知書について

(1) 概 要

① 医療情報の突合、縦覧点検について

介護給付適正化事業の取り組みの一環として、介護給付適正化システムより入手できる資料を用いて誤請求及び不当請求等の端緒をつかみ、事業者への照会を行っている。

ア. 医療費情報との突合について

【平成 27 年度実績】返還件数：19 件、返還金額：836,360 円

イ. 介護給付費縦覧審査について

【平成 27 年度実績】返還件数：24 件、返還金額：78,062 円

ウ. 保険給付費（サービス計画費）の点検・確認について

【平成 27 年度実績】返還件数：45 件、返還金額：479,762 円

(2) 介護給付費通知書について

自らが利用した介護保険サービスに係る費用へのコスト意識の喚起及び不正請求の防止を目的として、利用者全員へ年 2 回、介護給付費通知を郵送している。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 情報利用の視点について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護保険課においては、介護給付適正化システムから得られる情報は誤請求・不当請求等の把握とその返還要求に利用することを目的としており、指導監査の効率化に活用することは予定されていない。

【結果】

医療情報との突合及び縦覧点検情報によって把握される特定の事業所等に関する情報を、指導監査の対象事業所の選定や実施手続の策定に反映させる等、有効な情報を積極的に活用し、より戦略的に指導監査を実施する方針とするよう要望する。

② サービス利用者への趣旨の伝達について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護給付費通知書の送付状には、サービスの利用状況をお知らせする本来の趣旨（サービス事業者に対するモニタリング・牽制）が明記されていないため受領者が通知書の趣旨を理解せず、事業者のモニタリング・牽制という本来の趣旨が達成されないおそれがある。

【結果】

サービス事業者による架空請求、水増し請求等の不正請求がないかどうかを利用者自身が確認することをもって、サービス事業者の不正請求を牽制することを目的としていることを、介護給付費通知書の送付状に明記するよう要望する。

11. 介護予防事業について

(1) 介護支援ボランティアについて

① 概 要

千葉市では、65 歳以上の方の介護予防を目的として介護支援ボランティア制度を導入している。介護支援ボランティア制度とは、高齢者施設等でボランティア活動を行って得たポイントを介護保険料等に充てることができる制度であり、高齢者が地域貢献、生きがいづくり及び社会参加活動を行うことを通じて、高齢者自身の介護予防を推進することを目的としている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 介護支援ボランティアの活動促進について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

介護支援ボランティアへの登録者数と活動者数は増加しているが、登録をしたにもかかわらず活動に至らない者の割合も増加しており、平成 27 年度では登録者に占める活動者の割合は 45.1%と、登録者数の半数に至っていない。また、平成 27 年 3 月に実施されたボランティア登録者 1,393 人を対象としたアンケートでは、次の表に示すとおり、改善事項として、受入機関を増やしてほしい人が 186 人で最も多く、次いで定期的に情報を提供してほしい人が 160 人となっている。つまり、受入機関の少なさと情報の提供に問題があることが分かる。

【結果】

ボランティアの受入機関を拡大し、介護支援ボランティア登録者・活動者と受入機関とのマッチングを強化する等の対策を引き続き実行することを要望する。

イ. 制度導入効果の把握について（意 見）【介護保険課】

【現状・問題点】

平成 25 年度に介護支援ボランティアの活動を行った者（登録辞退者等を除いた 512 人）の 2 年後の要介護等認定率（512 人中 11 人：2.1%）について、一般的な高齢者の 2 年後の認定率（512 人中 28 人：5.4%）と比較したところ、介護支援ボランティア活動者の方が 3.3 ポイント低い結果となった。一方、介護支援ボランティアの活動者は、健康かつ意識の高い方が多く、他の健康づくり活動にも参加している場合が多いと推測されるため、認定者の出現率の差の主因が本制度の事業の効果だけであると考え難い。事業効果の定量化には複数の施策の効果寄与率を一定の条件の下で検証することが必要であり、信頼のある手法が確立していないのが現状である。

【結果】

今後、事業の効果については、その推定条件を明示しつつ可能な限り定量化して算出、公表することによって、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援することを要望する。

(2) シニアリーダー講座について

① 概 要

シニアリーダー講座では、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学び、地域の介護予防活動のリーダーとなる方を養成している。また、千葉市においては、シニアリーダーによる体操教室等のように、講座を修了したシニアリーダーが、ボランティアで地域の高齢者に介護予防の体操を教え、健康づくりに関する知識を伝える活動を支援している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. シニアリーダーの活動促進について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

平成 28 年 8 月現在、シニアリーダーの活動割合は全体では 73%であるが、区によって 57%から 91%まで隔たりがある。登録者数のばらつきからは、若葉区の 45 人と美浜区の 24 人以外、30 人から 34 人までの範囲である。また、活動割合については、若葉区と緑区の活動割合が高く、中央区と花見川区の活動割合が低いことが分かる。登録者数が一番低い美浜区を除けば、活動会場数の多い緑区、若葉区、稲毛区の活動割合が高い。

【結果】

講座修了者に対して継続的な学びの場を提供するとともに、公民館、自治会館等での体操教室の活動場所を増やすこと等によって、シニアリーダー登録者の活動割合を向上させる対策を引き続き推進することを要望する。

12. 包括的支援事業について

(1) 地域包括支援センターについて

① 概 要

地域包括支援センター（以下、「あんしんケアセンター」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関である。千葉市は、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市内 24 の日常生活圏域に 1 か所ずつあんしんケアセンターを設置するとともに、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護及び包括的・継続的マネジメント支援等の事業を実施している。また、あんしんケアセンターは、指定介護予防支援事業者として、要支援 1・2 の方のケアマネジメントを行っている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 包括 3 職種の欠員について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

平成 27 年度における包括 3 職種の配置基準は、高齢者人口が 0 から 9,999 人は 4 人、10,000 人から 12,999 人は 5 人、13,000 人以上は 6 人とされており、圏域の高齢者人口を

基準としている。平成 25 年度から平成 27 年度において、この職員配置基準を満たさなかったため、委託料の減額（戻入）が生じた事案は、平成 27 年度で 4 センター、約 542 万円の戻入額であり（過去 3 年間の戻入額 2,583 万円）、委託仕様書の規定に忠実には従っていない事例が散見される。

市所管課としては、包括 3 職種そのものが社会的に人材不足と言われている福祉・介護人材であり、それらの確保が容易でないことから、受託事業者側が相当の努力をしても欠員となったものと判断しているということであった。

しかし、あんしんケアセンター花見川のように、委託料の減額（戻入）事由の中には、欠員によるもの以外に、形式的には包括 3 職種の配置数は満たし、人件費支出が発生しているにも拘らず、非常勤雇用であった場合や同職種を 3 人配置した場合も含まれている。結果的に、委託料の減額（戻入）に際しては、委託仕様書に規定された配置基準を満たしているかどうかといった形式的な側面だけで運用されており、サービスの水準を維持するために非常勤職員や同職種を雇用して実質的な配置職員数を満たした場合においても、純粋な欠員の実質的な配置職員数を満たしていない場合と同様に、減額（戻入）の規定が適用されている。

【結果】

今後、欠員となる様々な原因の中でも、現在の委託仕様書の趣旨に反する対応を受託事業者側がとっている場合は、違約金や損害金を徴収する契約内容の変更を検討することを要望する。一方、非常勤職員や同職種を配置する対応を行っている場合には、業務の質の低下の発生等が生じていないか等について実質的に評価をすることにより、減額（戻入）の積算を欠員職員分予算額と補充職員実績額の差額に基づいて計算する等、より柔軟な対応も可能であるとするなど、検討することを要望する。

イ. 業務量に応じた適切な人員体制について（意見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

平成 27 年度のあんしんケアセンターの実績について、包括 3 職種 1 人当たりの相談人数は、平均では 22.1 人である。平均で 19 人以上 28 人以下となっているセンターが 13 箇所、過半数を占めるが、花見川の 43.4 人のように平均で 40 人以上となっているセンターが 2 か所、30 人から 40 人未満となっているセンターが 2 か所となっている。一方、小中台の 0.3 人のように平均で 10 人未満となっているセンターも 2 か所あり、センター間での隔たりがある。また、包括 3 職種 1 人当たりの訪問回数においても、平均では 19.8 回となっているが、桜木の 33.0 回からみつわ台の 4.0 回まで隔たりが大きい。

【結果①】

職員配置に際しては、高齢者人口だけでなく、相談件数・訪問回数の増加や困難事例の状況等の業務量等を勘案し、あんしんケアセンターの職員が地域ケア会議への出席、地域への訪問及び実態把握等の活動を十分に行えるように、適切な人員を配置することを要望する。

【結果②】

あんしんケアセンター委託料の算定においては、包括 3 職種 1 人当たり相談人数等は、委託料の算定には影響していない。相談人数等の業務量を勘案するなど、あんしんケアセンターの公平性が保たれる委託料の算定方法を検討することを要望する。

ウ. 基幹的地域包括支援センターの設置について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

平成 28 年 11 月に包括外部監査の一環として、全てのあんしんケアセンターを対象としたあんしんケアセンターの管理受託に関するアンケート調査（以下、「センターアンケート調査」という。）では、千葉市における基幹的地域包括ケアセンター^注の役割・機能の必要性等について、積極的に設置を期待する複数の回答を把握できた。

注：「基幹的地域包括ケアセンター」とは、センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な役割・機能を有するセンターを言う。

アンケート調査の自由記載欄の意見を要約すると概ね次のような項目となる。

- i 専門機関を含めた関係諸機関との連携、連絡、調整の要望
- ii 支援困難事案や緊急を要する事案等への対応支援、相談、指導の要望
- iii 市・区の関係各課とあんしんケアセンターの連携のため、直営型を設置する要望

【結果】

地域の課題や目標を共有しながら、あんしんケアセンター間の相互連携を強化し、地域全体におけるあんしんケアセンター業務のより効果的、効率的、一体的な運営体制を構築するため、直営型センターをはじめとして、地域の中で基幹となつて、センター間や関連諸機関との総合調整、市レベルでの地域ケア会議の開催、支援困難事例に対する対応支援といった後方支援機能を有し、地域の中で基幹となるセンターを設置することを要望する。

エ. 市レベルでの地域ケア会議の開催について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

委託仕様書において、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のための手法として、地域ケア会議を必要に応じて開催することが示されており、あんしんケアセンターでは、顔の見える連携作りを目指し、各区・圏域内の困難事例を通じた支援方法の検討や地域課題の発見、共有を目的として地域ケア会議を開催している（平成 27 年度：267 回）。

市レベルの会議としては、千葉市在宅医療推進連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）が平成 24 年度から年 2 回開催されており、千葉市医師会等の各関係団体の代表者及び市職員が、在宅医療における多職種連携の現状や課題について協議している。

このように、連絡協議会は、在宅医療における多職種連携の現状や課題について協議している。一方、地域ケア会議は、多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であるが、地域ケア会議という名称を用いた市全域レベルの地域ケア会議は開催されていない。したがって、市全域レベルでの直接的で、包括的なケア会議の機能が欠落している

ものと考えられる。

【結果】

圏域レベルの地域ケア会議で蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するとともに、あんしんケアセンターで把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、市全域レベルの地域ケア会議を開催することを要望する。

オ. 行政との役割分担について（意見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

委託仕様書に規定する包括的支援業務を効果的に実施するためには、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。

センターアンケート調査において、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のために、千葉市を含め、どのような活動が必要であると考えているかとの項目に対して、調査を行った。その結果、包括的支援業務を効果的に実施するためには、例えば、地域住民への呼びかけや医療機関との連携の時のように、地域包括支援ネットワークを構築し地域包括ケアシステムを推進する局面において、あんしんケアセンターが常に中心的役割を担うことには、様々な課題が挙げられていることが分かる。

また、センターアンケート調査では、「保健福祉センターで十分に解決できる問題も、あんしんケアセンターに回されるケースが後を絶たない。」等、市所管課で対応することにも必要な事案についても、あんしんケアセンターが対応しているとの回答例があった。千葉市の関係部署による対応や理解の温度差に対する要望も多いことから、あんしんケアセンターと市関係部署との役割分担が不明瞭となり、連携が不十分となっている状況もある。

【結果】

今後、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進が重要となってくること、地域ケア会議の効果的な実施と多職種の協働体制によるケアマネジメント支援の充実を図ることが求められてくることから、より具体的な運営方針を受託事業者に対して提示し、千葉市との役割分担やあんしんケアセンターが担うべき業務内容をより明確に設定することを要望する。

カ. 実績評価について（意見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

地域包括支援センターの設置者である千葉市は、自らその実施する事業の質の評価を行い、質の向上に努めること及び市においては、定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが求められている（介護保険法第115条の46第4項及び第9項）。千葉市においては、あんしんケアセンターに対する実績評価は、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会（以下、「運営部会」という。）が行っている。

千葉市は委託管理の一環として実施している管理者面談及び実地調査について、実施後、共通する議題や参考となる取組事例については、後日、管理者会議を通じて情報提供、集

団指導を行い、全体的なレベルアップに努めている。また、運営部会で審議されている年度計画、年度実績（あんしんケアセンターの自己評価、相談件数等）、公正・中立性の評価のうち、公正・中立性の評価及び年度実績については、運営部会後に、千葉市ホームページにて会議参考資料及び議事録として公開している。

しかし、運営部会での審議事項のうち、評価方法の手順、基準が定められているのは、公正・中立性の評価のみである。あんしんケアセンターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に関する評価は必須である。

【結果①】

あんしんケアセンターごとに事業実績に差異が生じている。あんしんケアセンターの効率的、効率的な運営を継続し、高齢者支援の質的標準化を図るためには、運営部会での実績評価に際して、運営に関する客観的かつ具体的な評価指標を設けてP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（見直し・反映）を充実させる等、継続的に運営そのものを評価・点検する取組みを強化することを要望する。

【結果②】

設置者である千葉市があんしんケアセンターを評価するだけでなく、あんしんケアセンターが千葉市の支援・連携を評価する等、千葉市からあんしんケアセンターへの支援方策に関する評価の導入についても、併せて検討することを要望する。

キ. あんしんケアセンターの認知度について（意見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

千葉市高齢者保健福祉推進計画（計画期間：平成27年度～29年度）で公表されているあんしんケアセンターの認知度について、調査対象者4,188人中、70%以上の方が、あんしんケアセンターを知らない又は内容はよくわからないと回答している。

また、平成26年3月に実施した地区民生委員児童委員を対象としたあんしんケアセンターに関するアンケート調査におけるあんしんケアセンターの認知度については、調査対象者66人中、24人、36%以上が、あんしんケアセンターを知らない、又は、あまり知らないと回答している。

更に、同計画の中では介護支援専門員を対象としたアンケート調査（平成26年3月実施）の結果として、あんしんケアセンターに相談したことがないと回答した者（64人）のうち、その理由としては、「適切なアドバイスや情報を得られるとは思わないため」（6人）、「相談できる機関という認識がないため」（2人）、「対応が遅いため」（1人）という意見もある。このようなアンケート結果を見ると、あんしんケアセンターの適切な認識に向けた努力が必要であるものと考えられる。

【結果】

65歳以上の高齢者だけでなく、民生委員や介護支援専門員等の地域包括支援ネットワークの構築に欠かせない関係者や関係機関へ周知することにも努めるよう要望する。

ク. 運用期間と契約期間について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

原則としてあんしんケアセンターの運用期間は5年間（開設準備、ケース引継、研修等期間を除く。）であるが、委託契約は単年度ごとに締結するものとされている。センターアンケート調査においては、委託契約が単年度ごとに締結されていることによる事業実施の上での課題として、事業計画・業務遂行上の不都合（12件）、包括3職種の不安定な雇用（11件）等が把握された。仮に、契約期間を正式に複数年である5年間とする場合、受任側である事業者は、5年間の要員計画や資金調達計画等が安定的に継続的に策定することができ、受託事業の品質を維持向上させることが可能になる一方、そのような効果を委託側である千葉市は享受することができる。

【結果】

包括3職種の安定した雇用、圏域における安定的・継続的なサービスの提供が重要であることに鑑みた場合、例えば、運用期間と整合させた5年間の複数年契約を前提に、提案型のプロポーザル方式に契約方式を移行するなど、複数年契約を導入することを検討することを要望する。

ケ. 権利擁護事業について（意 見）【地域包括ケア推進課・高齢福祉課】

【現状・問題点】

権利擁護事業は、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う業務とされている。また、成年後見制度とは、認知症や精神上的の障害によって判断能力が十分でない方について、親族等からの申立てに基づき、家庭裁判所が、本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことにより、本人を法律的に擁護する民法上の制度である。センターアンケート調査においては、高齢者の権利を擁護し、尊厳のある生活を維持するために、高齢者や親族に成年後見制度を説明した件数は年間合計で365件（平均15.2件）であった。このうち、千葉市社会福祉協議会が実施する成年後見支援センターに紹介し、つなげた事例は年間合計で43件（平均1.8件）であり、その他の機関に紹介し、つなげた事例は年間合計68件（平均2.8件）であった。

【結果】

成年後見制度は、平成12年4月に介護保険と時を同じくして施行されているが、高齢化が進展しているにもかかわらず、その普及が十分ではない。千葉市成年後見支援センターと連携を密にする等、引き続き成年後見制度を有効に活用することを要望する。

13. 任意事業について

（1）認知症サポーター養成事業について

① 概 要

認知症サポーターは、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、できる範囲で適切な手助けをすることで、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになることが期待されており、平成24年度に厚生労働省により策定され

た「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」では、認知症サポーターを全国で 600 万人養成するとの目標が掲げられている。千葉市においては、平成 29 年度末までに認知症サポーターを 45,000 人養成するという目標を掲げて取り組んでいる。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 認知症サポーターの活用促進について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

認知症サポーターについては、できる範囲で適切な手助けをするという任意性を保ちつつ、地域の様々な場面で活躍できる機会を提供することが求められている。そのためには、認知症サポーターに対する継続的な養成プログラムが求められているものと考えるが、現在はそのような講座は設置されていない。

【結果】

認知症サポーターが復習もかねて学習する機会を設けるためのステップアップ講座を実施することを要望する。

（２）在宅高齢者等おむつ給付等事業について

① 概 要

在宅高齢者等おむつ給付等事業は、紙おむつの給付又は布おむつの貸与を行うことにより、本人及び介護にあたっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とし、昭和 57 年に事業を開始した。平成 27 年度の利用実人数は 9,300 人であり、決算額は 3 億 353 万円であった。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 所得要件等の見直しについて（意 見）【高齢福祉課】

【現状・問題点】

おむつ給付事業は、政令市 20 市中、名古屋市と岡山市を除く 18 市が実施しており、各政令市における所得要件と対象者の介護度について比較すると、対象者の所得要件では、市民税非課税世帯としている政令市が 12 市で最も多く、対象者の介護度では、要介護 3～5 と要介護と 4・5 としている政令市が各々 7 市であった。千葉市の場合、利用者がおむつを必要とする具体的な身体状況の判断基準がないことに加え、他市に比べて所得制限が低基準である。

【結果】

今後、任意事業の枠組で継続して実施するためには、所得要件や対象者の介護度等の見直しを行うことを要望する。

第 4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査テーマ

(概要版)

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人
千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行
並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る
所管課等の事務の執行について

目次（概要版）

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 外部監査の補助者	2
第2 監査対象である2つの社会福祉法人に関する概要	2
I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に関する概要	2
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構について	2
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌について	2
3. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事業内容について	2
II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に関する監査概要	2
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構について	2
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌について	2
3. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事業内容について	2
第3 外部監査の結果	2
第3-1 外部監査の実施の結果一覧について	2
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に係る外部監査結果一覧	3
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る外部監査結果一覧	3
第3-2 外部監査の総括的所見	3
1. 地域包括ケアシステムの構築について	3
2. あんしんケアセンター業務における課題について	4
3. 地域包括ケアシステムを支える社会福祉法人の課題について	5
4. 2つの社会福祉法人の経営改革とその方向性について	8
第3-3 外部監査の結果：各論	10
I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果	10
1. 事業団の管理運営について	10
（1）経営理念の浸透について	10
（2）経営管理の責任と権限について	10
（3）人事考課制度について	10
（4）積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性について	11
（5）財務諸表に関する開示について	12
（6）ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校OB会について	12

(7) ハーモニープラザ管理：ボランティアコーディネーターについて・・・	12
(8) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校の定員割れについて・・・	13
(9) ハーモニープラザ管理：障害者福祉センターの人員配置について・・・	14
(10) ハーモニープラザ管理：修繕業務について・・・	14
(11) ハーモニープラザ管理：アンケートの実施について・・・	15
(12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について	15
(13) 外部業務委託における入札・契約の執行について・・・	18
2. 千葉市桜木園について・・・	19
(1) 専門職員の欠員について・・・	19
(2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について・・・	21
(3) 防災計画について・・・	22
(4) 通所支援事業について・・・	22
(5) 医薬品の管理について・・・	22
(6) 被服管理について・・・	23
(7) 外注費について・・・	24
3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について・・・	26
(1) 千葉市社会福祉事業団和陽園の概要について・・・	26
(2) 利用者預り金の管理について・・・	26
(3) 被服の管理について・・・	30
(4) 保険請求の確認について・・・	31
(5) 業務の外部委託について・・・	31
(6) 訪問介護事業に関する事業計画について・・・	33
(7) 施設再整備に関する事業計画について・・・	34
4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザについて・・・	36
(1) 業務の外部委託について・・・	36
5. 千葉市療育センターについて・・・	37
(1) 各施設の業務内容及び運営状況について・・・	37
(2) 療育相談所における自己負担額の徴収業務及び保険請求業務について	38
(3) 施設定員の考え方について・・・	39
(4) 業務の外部委託について・・・	40
II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果・・・	41
1. 社会福祉協議会収入管理について・・・	41
(1) 各区事務所および本部における会費収入管理について・・・	41
(2) 共同募金について・・・	43
2. 共同募金配分金事業サービス区分について・・・	44

3. 人件費及び運営費補助金について	44
4. 会費及び寄付金の税額控除等について	45
5. 雇用保険料預り金の会計処理について	46
6. 地域支え合い活動について	47
7. ボランティアセンターについて	48
8. 千葉県ハーモニープラザ管理運営業務委託について	49
(1) 自主事業について	49
(2) モニタリングの内容について	50
9. 外部団体との経費の精算について	52
10-1. 放課後児童健全育成事業の会計処理について	52
(1) 固定資産について	52
(2) 現金・預金の管理について	52
10-2. 放課後児童健全育成事業の人員配置について	53
(1) 計画と実績の比較について	53
10-3. 放課後児童健全育成事業の児童数の増減について	54
(1) 当初計画と実績の比較について	54
10-4. 放課後児童健全育成事業の運営管理について	54
(1) 運営管理について	54
11. 自立支援等事業について	55
(1) 補助金の積算方法について	55
12. 生活福祉資金貸付事業について	55
(1) 千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務について	55
(2) 経理区分間繰入金支出の取り扱いについて	56
13. 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会たすけあい金庫貸付について	57
14. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金について	58
第4 利害関係について	59

注：外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成 27 年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成 28 年度

3. 事件を選定した理由

千葉市包括外部監査の結果報告書（以下、「監査結果報告書」という。）1～2 頁参照。

4. 外部監査の方法

（1）外部監査の実施目的

外部監査の実施目的は、監査結果報告書 2 頁に記載しているとおりである。

（2）監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

（3）監査の視点

監査結果報告書 2～3 頁参照。

（4）主な監査手続等

監査結果報告書 3 頁参照。

（5）監査の結果

監査の結果については、監査結果報告書の「第 3 外部監査の結果」（34～248 頁）に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は 47 件、意見は 77 件であった。

（6）監査対象

① 監査対象項目

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象部局等

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び障害福祉サービス課並びに社会福祉法人千葉市社会福祉協議会及び地域福祉課

5. 外部監査の実施期間

自 平成 28 年 6 月 16 日 至 平成 29 年 3 月 31 日

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久、豊田泰士、松原創、氏家美千代、久保睦江、高橋和則、横塚大介、柳原翼

(2) 監査品質管理担当補助者

古屋尚樹

第2 監査対象である2つの社会福祉法人に関する概要

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に関する概要

1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構については、監査結果報告書 5～6 頁に記載しているとおりである。

2. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌については、監査結果報告書 7～10 頁に記載しているとおりである。

3. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事業内容について

平成 27 年度における社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の主要な事業については、監査結果報告書 10～18 頁に記載しているとおりである。

II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に関する概要

1. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構について

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構については、監査結果報告書 19～20 頁に記載しているとおりである。

2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌について

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌については、監査結果報告書 20～23 頁に記載しているとおりである。

3. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事業内容について

平成 27 年度における社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事業計画書に基づく主要な事業については、監査結果報告書 23～33 頁に記載しているとおりである。

第3 外部監査の結果

第3-1 外部監査の実施の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表である。

この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置として必ず実施することに合意したものである。

【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に係る外部監査結果一覧

大項目	中項目	小項目等	A 事務局	B ことぶき 大学 校	C 障害 者福 祉セ ンタ ー	D ハー モニ ーブ ラザ ー	E 千葉 市 桜木 園	F 和陽 園	G いき いき プラ ザ	H 千葉 市療 育セ ンタ ー	I 地域 福祉 課	J 障害 福祉 サー ビス 課
指摘の合計数（延べ 33 件）			1	0	0	6	8	13	1	3	1	0
意見の合計数（延べ 43 件）			5	3	1	4	7	9	1	9	0	4
提案の合計数（1 件）			0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

注：指摘及び意見の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2 部門に共通する指摘が 1 件、同じく 2 部門に共通する意見が 4 件存在し、それぞれを 1 件として数えているために「延べ」としているものである。

2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る外部監査結果一覧

大項目	中項目	小項目等	A 事務局	B 地 域 福祉課	C 区事務 所	D ボラン ティア センタ ー	E 社会福 祉研修 センタ ー	F 千葉市 成年後 見支援 センタ ー
指摘の合計数（延べ 14 件）			10	0	1	0	1	2
意見の合計数（34 件）			24	2	0	2	4	2
提案の合計数（0 件）			0	0	0	0	0	0

注：指摘の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2 部門に共通する指摘が 1 件存在し、それぞれを 1 件として数えているために「延べ」としているものである。

第 3-2 外部監査の総括的所見

1. 地域包括ケアシステムの構築について

（1）介護の必要性和介護認定の現状について

現在、日本においては地域における高齢化が劇的に進行している。その中で、認知症高齢者も増加するものと推計されており、世帯主が 65 歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯も増加していくものと考えられている。

このような高齢化の劇的な進展と認知症等の増加の中で、介護や医療等のサービスを必要とする地域の住民が更に増えるものと考えられる。現在では、それらのサービスを、誰が、いつ、どのように受けることができるのか、また、それらのサービスは誰によって提供されるのかという基本的なサービス提供の仕組みを有機的に連携させて構築することが喫緊の課題となってきた。

そして、介護保険サービスの給付の現状は年々増大し、それに伴い、介護保険制度における保険者（市町村）の財政的な負担は拡大しており、国や都道府県を始め、保険者である市町村の行財政的な課題となっている。また、介護保険事業や高齢福祉・障害福祉事業を支える人材の確保と定着等についても、現在、大きな課題となっている。介護福祉士、保健師及び看護師等、介護保険事業を支える人材の育成をどのように進めるか、そして、それらの人材が各機関において将来のキャリア・パスを描きながら、いきいきと介護保険事業等に従事し続けることができる仕組みをどのように構築していくか等の課題に、行政としてもどのように応えていくかが問われている。

（２）地域包括ケアシステムの必要性について

地域包括ケアシステムの現状認識において、その構築を担う各機関（行政、介護保険事業者、医療機関、ボランティア団体等）がいかに関機的に連携しながら、介護等の需要に効果的に対応していくかが、地域包括ケアシステムの運用を評価する際に、重要な評価の視点の一つとなるものとする。

今年度の包括外部監査を通じて、介護保険事業や外郭団体である２つの社会福祉法人が実施する事業の現状を把握し、財務的な問題点や業務上の課題を認識した。それらの問題点等を踏まえて、ここでは総括的な所見として次の論点を掲げることとする。

- i 地域における介護等の潜在的な需要に関して、市民の方々から相談を受ける際に、適時、適切にその相談を受入れ、対応しているかについては、一部、十分になされていない可能性があること。
- ii 地域包括支援センター業務を現場において実施する際に、特に地域ケア会議の効果的な実施や相談事例のうち対応が困難とされる事例への対処方法等について、行政と受託事業者との認識に乖離が生じているものと考えられ、その認識の乖離が十分には調整されていないこと。（以上、あんしんケアセンター受託事業者へのアンケート調査結果より。）
- iii 地域包括ケアシステムを担うボランティア、特に日常生活支援に係るボランティアの育成が十分ではないこと。
- iv 市の外郭団体としての社会福祉法人の事業展開において、地域における介護等のサービスの担い手としての期待に十分には応えていないこと。

２．あんしんケアセンター業務における課題について

市は地域包括支援センターとしての機能を有するあんしんケアセンター業務を、現在 24 か所で展開している。そのあんしんケアセンター業務は全て委託により社会福祉法人又は医療法人によって実施されている。あんしんケアセンター受託事業者へのアンケート調査を外部監査において実施した結果、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるためには、あんしんケアセンターの業務の実際の運用上、次の点が課題であると考えられる。

（１）対応困難な相談への対処について

あんしんケアセンターの受託事業者は契約における仕様書に従い、相談等の業務を行う中で、民間の受託事業者単独では適切な対応に苦慮している事例にも直面しており、この

ような個々の事例に応じて地域包括ケアシステムの担い手である各機関の連携が必要な場合があるが、そのような連携が現時点では十分には機能していないものと考えられる。

このような困難事例の中でも、特に、地域包括支援センターの担当地区で特に多いとされる困難事例としては「②本人や家族に精神障害や知的障害がある」62.8%、「⑪収入が少なく生活に支障があるなどの経済的困難」46.5%、「⑨虐待」42.4%とされている^注。

出典：「地域包括支援センターの運営にみる困難事例への対応」井上信宏稿 22 頁脚注 15

（２）地域ケア会議の実施状況について

あんしんケアセンターの受託事業者はその契約における仕様書に従い、地域包括ケアシステムを効果的に機能させ、包括支援事業を効果的に実施するためには、様々な社会的な資源が有機的に連携した体制を支える共通的基盤として、「地域ケア会議」という多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が必要とされている。

この地域ケア会議の実施状況について、それぞれ異なることが外部監査の実施過程で行ったアンケート調査で確認した。そして、各受託事業者の意見として、地域ケア会議での事例検討が不十分であることや市全体としてのノウハウの蓄積、そのノウハウに基づいた現場における効果的な対応等について、不十分であるという回答が目立った。

（３）基幹型地域包括支援センター機能の育成について

以上のことから、地域包括支援センターの機能を更に充実させるためには、困難事例等にも効果的に対応することができるネットワークシステムの構築が求められているものと考えられる。地域ケア会議における困難事例等の検討結果等を踏まえ、各機関及び多職種連携により、地域における困難事例にも的確に対応することができる体制を備えた基幹型の地域包括支援センター機能を育成することが急務であると考えられる。

（４）市レベルの地域ケア会議の機能について

地域包括ケアシステムを構築する視点から、市においては、現状では、代表者レベルの地域ケア会議の機能を認識することができない。地域ケア会議の機能は、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行うことである。

３．地域包括ケアシステムを支える社会福祉法人の課題について

以上のような地域包括支援センター機能の現在の課題を解決するためには、市において地域包括ケアシステムの再構築を進めなければならないものと考えられる。それと密接に関連する事項として、今回包括外部監査の対象となった市の外郭団体である２つの社会福祉法人の課題等についても、以下では所見を述べることとする。

（１）地域包括ケアシステムの機関としての社会福祉法人に対する期待について

地域包括ケアシステムが有機的に機能するための中核的な機関の一つとして、千葉市社会福祉協議会及び千葉市社会福祉事業団が位置付けられなければならないものとする。

まず、千葉市社会福祉協議会の役割に対して、あんしんケアセンターの主任介護支援員からはイベント型のボランティアだけではなく、日常生活における支援ボランティアの育

成にも力を入れてもらい、相談者の要望に適切に対応できる仕組みを確立してほしいという希望が寄せられた。

次に、千葉市社会福祉事業団が指定管理者として実施していることぶき大学校の管理運営において、卒業生には卒業後のボランティアを実施することが期待されており、その支援を行うことになっていた。しかし、ことぶき大学校の卒業生の間では、地域におけるボランティア活動への情報共有が必ずしも十分とは言えない状況である。

また、千葉市社会福祉事業団が実施する社会福祉事業（千葉市桜木園、和陽園、千葉市療育センター等の事業）においては、専門職種の人員が不足している。このような社会福祉事業において各専門職種により提供されるサービスのノウハウは、地域包括ケアシステム構築における地域ケア会議において検討されている困難事例等への対処やアドバイス等の機能において、必要とされる経験やノウハウの蓄積であるものとする。各専門職種の方々が、その専門業務に可能な限り集中できるような職場環境を創造し、彼らが実際に行っている事務的な業務をサポートする体制を構築することも必要であるものとする。そのための人材交流を社会福祉法人内部で工夫をし、また、2つの社会福祉法人間の人材交流によって実現することも検討する必要があるものとする。

2つの社会福祉法人が抱える専門職種の専門性を活かした専門職の有効活用により、市が推進する地域包括ケアシステムの構築、特に地域ケア会議における困難事例等の検討に対して積極的に参加する仕組みを構築することが求められているものとする。

（２）外郭団体としての２つの社会福祉法人の現状と課題について

外郭団体である2つの社会福祉法人の現状と課題について、財務面を中心に見ていくと、平成27年度において千葉市社会福祉協議会の総資産は14億9,633万円であり、その財政状態の特徴として、純資産比率が極端に低く22.1%であり、流動比率も112.1%と十分ではない。一方、千葉市社会福祉事業団については、純資産比率は51.6%であり、流動比率も168.1%と特に問題にする水準ではない。以上より、千葉市社会福祉協議会の長期的、短期的財務の安定性には大きな課題があるものと考えなければならない。

次に、平成27年度における2つの社会福祉法人の事業計算書に表示されているサービス活動増減の部における収益と費用の状況について、財務指標で分析すると次のとおりである。これらの指標をみると、千葉市社会福祉協議会は、千葉市社会福祉事業団と比較して、自己収入比率は2.1%と極端に低いことが分かる（千葉市社会福祉事業団：17.9%）。一方、補助金依存比率は前者が20.9%であるのに対して、後者は、2.6%であった。千葉市社会福祉協議会は、千葉市社会福祉事業団と異なり主要な介護保険事業、障害者福祉事業等を実施していないことが自己収入比率の低さと補助金依存比率の高さに表れている。

以上より、千葉市社会福祉協議会は千葉市社会福祉事業団と比較して、剰余金を獲得する事業構造が構築されていないことが分かる。

（３）政令指定都市比較における千葉市社会福祉協議会の課題について

千葉市社会福祉協議会が他の政令指定都市の社会福祉協議会と比較してどのように位

置づけられるのかについて、千葉市社会福祉協議会の中で一定の比較分析がなされている。

① 財務安定性に係る比較とその分析結果について

政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会の純資産比率は 19 位と最下位であり（静岡市のデータは非公開であるということで 19 政令指定都市での比較である。以下、同様である。）、流動比率は 18 位である。政令指定都市の中でも極めて低いことが分かる。

② 総資産額の規模に係る比較とその分析結果について

千葉市社会福祉協議会の総資産額は 17 位であり、政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。また、市民 1 人当たり総資産額は 17 位であり、政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。

③ 事業活動の規模に係る比較とその分析結果について

千葉市社会福祉協議会の事業活動の規模は 9 位であり、政令指定都市の中では中程度であることが分かる。これは放課後児童健全育成事業の受託等による影響が大きいものと考えられる。また、市民 1 人当たり事業活動の規模は 6 位であり、政令指定都市の中では中程度であることが分かる。

このように事業活動規模では、政令指定都市の中でも中程度でありながら、純資産比率や剰余金の規模が低いのは、業務委託における積算手法の中で管理費を積算しない構造となっており、剰余金が発生することを仕組みとして抑制していることも影響している。また、委託料の精算の仕組みが存在していることもその要因の一つであると考えられる。

④ 積立金保有状況に係る比較とその分析結果について

千葉市社会福祉協議会の積立金の保有状況は 19 位であり、政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。それらの積立金のうち、特定の対象者のための福祉積立金の積み立て状況については、19 政令指定都市のうち 14 市が積立を行っており、そのうちでも千葉市社会福祉協議会は児童福祉の積立金 44 百万円を有しており、11 位と決して多くはない。これらの積立金は概ね実施している事業に関連しており、横浜市が 11 億 67 百万円で 1 位であり、障害者福祉分野での積立である。続いて川崎市が 2 位で介護福祉分野の積立金 9 億円を有している。

⑤ 管理施設に係る比較とその分析結果について

管理施設の状況について、千葉市社会福祉協議会が管理している施設は社会福祉研修センターであり、指定管理者である共同事業体が管理する千葉市ハーモニープラザ内に設置されている。他の政令指定都市の社会福祉協議会の多くは、複数の管理施設を有していることが分かる。

⑥ 収益構造に係る比較について

千葉市社会福祉協議会の収益は、平成 26 年度で約 27 億円であるが、そのほとんどが、受託金収入（約 21 億円）と補助金収入（約 5 億円）である。したがって、自主財源比率は 5%と極めて低く、他の政令指定都市の社会福祉協議会と比較しても最も低い水準である。このことは純資産比率が低水準であることを帰結するものと考えられる。

4. 2つの社会福祉法人の経営改革とその方向性について

市の外郭団体である2つの社会福祉法人がこれまでに進めてきた経営改革を踏まえて、地域包括ケアシステムの効果的な構築のために、今後、社会福祉法人としてどのような経営改革を目指すべきかについて、その方向性を述べることにする。

(1) 財務面での社会福祉法人改革の方向性について

市が進める地域包括ケアシステムの構築に貢献するためには、2つの社会福祉法人は財務面で経理的な基礎を再構築する必要があるものと考えます。

まず、市からの委託業務の受託に当たっては、直接人件費及び経費等を業務従事の実態に合わせて積算し、法人の事務局経費等に該当する間接費を適正に積算することが必要である。そして、経営努力による剰余金の存在を社会福祉法人自らが明らかにし、剰余金の精算までをすることのないよう、仕組みを変更することを検討すべきである。特に年度の剰余金が低水準であり、純資産比率も極めて低い千葉市社会福祉協議会においては、市からの業務委託の改革のための検討に早急に取り組むことが求められる。

次に、市からの補助金収入について、事業に直接従事する職員の人件費に充当する補助金だけではなく、事務局において管理運営に従事する職員のうち、事業に間接的に従事する職員の人件費に充当する補助金をも明確に識別して把握し、補助金を申請する様式にその区別を反映するよう、検討すべきである。また、それ以外の補助金については、具体的な事業には関与しない人件費等に充当する補助金として峻別し、管理することが重要である。そのように識別等を行うことにより、指定管理業務や管理委託業務に間接的に従事する職員の人件費等を明確に積算することが可能になる。

市からの業務委託や補助金交付の仕組み（積算方法、精算、補助金交付様式等）は2つの社会福祉法人に経営努力としての適正な剰余金を生みだすことを認めない方式となっているため、見直しが必要であると考えます。

更に、2つの社会福祉法人の職員給与体系に対して、独自給与体系を導入することと併せて、人事考課制度を導入することが人材育成の面でも、業務改革へのモチベーションを醸成するうえでも必要であるものと考えます。

収益の拡大努力については、社会福祉法人が実施する事業に直接関連して収益を拡大させることができる場合（千葉市社会福祉事業団の独自事業）と一般的財源としての会費等収入を拡大させる場合（千葉市社会福祉協議会）とが認識できる。

(2) 人材育成面での社会福祉法人改革の方向性について

現在、市が進める地域包括ケアシステムの構築に関連して、2つの社会福祉法人の職員にはどのような資質が求められ、何が期待されているのかという問題提起を経営者は職員に対して行うべきであると考えます。また、将来の新規事業の展開に備えて、介護保険事業等を実施している千葉市社会福祉事業団の各施設に、千葉市社会福祉協議会の職員を一定期間、派遣するなどして、介護福祉や障害福祉の現場で困難事例等にどのように対応しているかを実践的に身に付けることが人材育成につながるものと考えます。それを踏まえて、

介護福祉等の資格取得が活かされる事業展開を企画することが必要である。

また、千葉市社会福祉協議会における事業の改革として、地区部会の拡大とその活動の活性化等が規定されているが、詳細なデータ解析の実施と併せて、地域社会に日頃から飛び出して、街頭レベルでの助け合いに関する情報収集を常に実施することも、業務改善と併せて人材育成に寄与するものと考ええる。

専門職を多く抱える千葉市社会福祉事業団の各施設においては、専門職のキャリアパスについてもより積極的に対応することにより、職員の自己実現や職場への定着につながるものと考えられる。また、資格取得による特別加算等の収益向上に寄与することも、職員の人事考課等につなげることができる要素の一つである。

(3) 業務実施面での社会福祉法人改革の方向性について

地域包括ケアシステムの推進のためには、各機関がそれぞれの経営資源を最大限に活用し、ネットワークとして連携することにより、現場における困難事例等に対して適時、適切に対応することができるものと考えられる。市の外郭団体としての社会福祉法人は、公助又は共助の意識をもって、常に事業実施の現場において情報収集・情報交換や事業連携を模索するなど心がけることが重要である。

また、2つの社会福祉法人においては、各事業の進捗管理を含めた施設長レベルの職員も出席する経営会議等を少なくとも月次で実施することが重要である。当該経営会議を定期的に開催することにより、期中において業務実施に係る指揮命令系統を明確にし、経営者からの改善指示や現場からの改善提案等の改善・改革につながるものと考えられる。

(4) 組織戦略面での社会福祉法人改革の方向性について

あんしんケアセンター業務における困難事例等に対する対応を有機的に各機関の切れ目ない連携により実施するためには、業務の再構築が必要である。その中で、基幹型の地域包括支援センター機能を増設することも考えられる。このような要請がある場合、特に、千葉市社会福祉協議会にとっては、組織的、財務的な課題を解決するために、新規事業の展開を得ることができる機会であり、経営者としても戦略的な準備が必要であるものと考えられる。

2つの社会福祉法人の事業構造を考慮すると、千葉市社会福祉事業団は介護福祉事業や障害福祉事業等の施設福祉に強みがあり、専門職をより多く抱えており、財務的にも比較的安定している。一方、千葉市社会福祉協議会は地域における助け合いやボランティアの育成、情報提供等に強みがあるが、専門職を抱えておらず、財務的には不安定な体質である。2つの社会福祉法人の事業展開等のためには、双方が協力して事業展開を行うことも考えられる。たとえば、双方の人材の交流を行い、専門職の業務の軽減を目指しながら、一方で、介護福祉や障害福祉等の現場における困難事例等の対処のノウハウを蓄積することが可能な仕組みを構築するなどである。また、千葉市社会福祉事業団が実施することぶき大学校の管理運営において、地域の助け合い等に寄与するボランティアの育成にも力を注いでいる点などを考えると、指定管理者の構成法人間での事業譲渡等を考慮するなども

検討する価値があるものとする。

このような経営戦略の変更に合わせて組織の変革も必要である。その意味で、将来的には、2つの社会福祉法人の事業提携などの協力関係と関連して、お互いの強みを活かし、人材面や財務面でのシナジー効果（相乗効果）を得るために、組織を統合することにより、地域包括ケアシステムの効果的な構築に寄与することが期待できるものとする。

第3-3 外部監査の結果：各論

I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

1. 事業団の管理運営について

(1) 経営理念の浸透について

① 概要

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団（以下、「千葉市社会福祉事業団」という。）では、経営理念を掲げており、その理念を受け、各施設において自らの基本方針を定めている。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 経営理念の浸透について（意見）【社会福祉事業団】

【現状・問題点】

事業計画の周知徹底において、大宮学園や千葉市療育センター等では、掲示板を利用して「療育センター倫理綱領」及び「療育センター職員行動指針」を示している。しかし、各施設の現在の経営理念の周知方法は、基本的には、新規採用職員研修で説明したり、千葉市社会福祉事業団のホームページや経営改善計画に掲載したりして周知している。

【結果】

経営目標や経営理念の周知方法については、現在、施設ごとに差異が生じているため、それらの統一を効果的に図り、より一層、経営方針の浸透を図っていくことを要望する。

(2) 経営管理の責任と権限について（省略）

① 概要

② 手続

③ 結果

ア. 経営管理の責任と権限について（意見）【社会福祉事業団】

(3) 人事考課制度について

① 概要

千葉市社会福祉事業団では、平成26年6月から新しい人事考課制度を導入している。

② 手続（省略）

③ 結 果

ア. 人事考課制度における評価方法について（意 見）【社会福祉事業団】

【現状・問題点】

「第 3 次経営改善計画の概要」の「1 運営体制 (1)人材活用の適正化」において、人材育成の仕組みづくりの一環として評価制度を導入し、当該評価制度から得られた評価を基に人事異動を行っている。

この人事考課制度における現在の問題点としては、昇格等の人事異動において、所定の評価シートを活用しているが、給与体系には反映されていないこと及び人事評価において上長の属人的な評価を行っている段階であり、統一的な評価ができていない問題が生じていることが挙げられる。また、人事評価において上長の属人的な評価を行っている段階であり、プロセス評価を行っている者もいれば、結果評価を行っている者もいるため、統一的な評価が実施されていないという問題が生じている。

【結果】

新しい人事評価制度を運用するに当たって、プロセス評価及び結果評価の適正な評価手法を明確にした上で、透明性が高く、弾力性のある評価制度を導入するよう要望する。それらの評価結果を給与体系に適正に反映させる仕組みを導入するよう要望する。

(4) 積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性について

① 概 要

千葉市社会福祉事業団では、「施設整備積立資産」及び「人件費積立資産」を積み立てており、積立資産口座（普通預金口座）を用いて管理を行っている。出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成、会計責任者に報告しなければならないと定められている（千葉市社会福祉事業団経理規程（以下、「経理規程」という。）第 32 条第 2 項）。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 口座残高の確認について（指 摘）【社会福祉事業団】

【現状・問題点】

平成 27 年度貸借対照表における積立資産の表示金額について、積立資産の残高証明書の金額は、2 億 7,587 万円であり、一方、貸借対照表の積立資産表示金額は 3 億 3,143 万円であったことから、両者の間には 5,555 万円の差異が生じていた。

これは、平成 27 年度予算に従えば、積立資産に計上すべきであった預金の振替が決算期までに適時、適切に実施されていなかったことによるものであり、各口座残高と会計残高の照合を実施していなかった。

【結果】

予算に基づく積立資産の会計処理を行った場合には、預金の振替を適時、適正に行われたい。また、出納職員は、金融機関の残高と帳簿残高とを照合する作業において、金融機

関の各口座残高についても確認作業を実施されたい。

(5) 財務諸表に関する開示について（省略）

① 概 要

② 手 続

③ 結 果

ア. 減価償却累計額の開示について（意 見）【社会福祉事業団】

イ. リース資産に係る重要な会計方針について（意 見）【社会福祉事業団】

(6) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校OB会について

① 概 要

ことぶき大学校は、千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」に記載されているとおり、管理運営のための調整会議体系として、複数の会議体を有している。それらの中には、「ことぶき大学校卒業生連絡協議会（仮称）」が含まれている。これは、ことぶき大学校の卒業生との連絡調整を目的に設置を目指しているものであるが、現時点でも組織化されていないとされている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. ことぶき大学校OB会について（意 見）【ことぶき大学校】

【現状・問題点】

平成 23 年度には、「ことぶき大学校卒業生連絡協議会」（仮称）（以下、「連絡協議会」という。）の発足のための会則を事務局で準備していた。しかし、その連絡協議会の発足を事実上、確認することはできない。

ことぶき大学校としては、OB会は「卒業生の学び・交流」を目的とした会ではなく、卒業後のボランティア活動の支援や在校生・大学校に向けた卒業生からの支援を目的とする意図があった。しかし、連絡協議会の発足準備時に、大学校、卒業生及び学生自治会のいずれの側にも具体化へのプランがなかった。その後もことぶき大学校はボランティア人材育成を手探りでやっていく中で卒業生全体の組織の活用方法を見いだせていない。

【結果】

ことぶき大学校は、平成 23 年度に検討した連絡協議会の仕組みと上記のような卒業生による「顧問制度」という、現在の仕組みの制度設計を比較検討し、在校生と卒業生との間でボランティア活動を中心とする情報交換の機能がより実質的に働く仕組みを再構築するよう要望する。その中で、卒業生への継続的な支援と活動の把握、在校生同士や卒業生との連絡支援を行うことを要望する。

(7) ハーモニープラザ管理：ボランティアコーディネーターについて

① 概 要

ボランティアコーディネーターとは、ボランティアに関係する学生の指導、相談及び助言やボランティア見学体験の企画・実施、卒業生のモニタリング、地域活動実践講座のカ

リキュラム作成及び実施に関すること等を実施する制度として位置付けられている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. ボランティアコーディネーターの活用について（意 見）【ことぶき大学校】

【現状・問題点】

卒業生の「活動の把握」としては、年 1 回行う卒業生アンケートにより把握している。当アンケートの結果を閲覧した結果、ボランティアコーディネーターの活用が十分に行われていない懸念があることが判明した。

ボランティアコーディネーターは平成 23 年度に配置されたが、ボランティア相談を始めたのは平成 24 年 1 月からであるため、ボランティアコーディネーターが学生に認識され始めたのは平成 24 年度の 13 期の学生からと考えられる。13 期からの卒業生に絞ると支援希望率は 14% となり、卒業生全体の支援希望率 5.2% より上昇する。確かに 13 期生以降の卒業生ではその 7 割超が既に何らかのボランティアを行っている。13 期生以降と 12 期生以前の卒業生のボランティア活動意識に大きな差があることを推測することができ、ボランティアコーディネーターに対する期待のあり方に温度差が感じられる。

【結果】

したがって、ボランティアコーディネーターの活用が不十分である理由をアンケート調査結果から更に分析し、13 期以降の卒業生の更なる活用と 12 期生以前の卒業生に対する可能な限りでの意識づけをこれからも実施するよう要望する。

（８）ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校の定員割れについて

① 概 要

ことぶき大学校では、平成 27 年度に 4 つの学科について各クラス 30 人の定員で学生の募集を行っている。これに対し、学生数の推移をみると、福祉健康学科は平成 26 年度から定員が 60 人から 90 人に増加され、一方、美術学科及び陶芸学科は、平成 26 年度から 60 人から 30 人に削減されている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. ことぶき大学校の定員割れについて（意 見）【ことぶき大学校】

【現状・問題点】

入学時における定員と入学者数の比較では、福祉健康学科や園芸学科での定員割れは顕著ではないが、美術学科や陶芸学科の定員割れは顕著である。一方、卒業時における定員割れは程度の差はあれ、いずれの学科でも慢性的で顕著であると考えられる。

【結果】

ことぶき大学校が現在行っている調査の結果や現在は実施していない追跡調査等を踏まえて、定員割れに対する効果的な対策を打ち出すことができない要因（家族の介護や自身の健康状況等）とことぶき大学校の独自の努力により、定員割れを解消することが少し

でも可能である要因を明かに峻別し、対応可能な範囲で定員割れに対する努力を実施し、入学希望者や在校生に対する更なる情報提供に努めることを要望する。そのような努力を実施してもなお募集時の定員割れの解消ができない場合は、学科の定員の見直しや統廃合、魅力的な学科の新設等を検討するよう要望する。

(9) ハーモニープラザ管理：障害者福祉センターの人員配置について

① 概 要

障害者福祉センターでは、医師の指示に基づき、来所又は訪問により、身体に障害がある方に対して、身体機能の維持、改善及び日常生活動作訓練、言語訓練等を行っている。

機能訓練には、個別訓練、グループ訓練及び水浴訓練の3つの方法がある。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 障害者福祉センターの人員配置について（意 見）【障害者福祉センター】

【現状・問題点】

利用者数（更生相談事業、機能訓練事業、施設貸出事業など）は平成27年度では、平成26年度と比較し増加していた。しかし、理学療法の利用者数は、理学療法士が産休を取った平成26年度において、平成25年度比較し、1187人から704人へと減少し（40.6%減少）、平成27年度においても864人と回復していない状況である。

これらのことから、専門職員の人員状況の変動により、障害者福祉センターでのサービスを受けることができなくなってしまう危険性が存在している。専門職員の欠員により、機能訓練を受ける希望者の需要に十分に答えられていないとも考えられる。

【結果】

機能訓練を行う専門職員の人員配置には細心の注意を払い、欠員になるような事態に対して、早期にその危険性を把握し、人材募集等のあらゆる活動を総動員して適切に対応するよう要望する。

(10) ハーモニープラザ管理：修繕業務について

① 概 要

ハーモニープラザの施設修繕業務については、千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書では、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を千葉市に通知するとともに、当該通知した日から10日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて千葉市に提出して、当該修繕の実施について千葉市と協議し、その承認を得たものについての修繕を実施するものとしている。当該基本協定書に記載されている「費用負担の確認」において、個別修繕に係る費用については、費用の額が1件につき、100万円を超える場合には、千葉市との協議の上それぞれの負担を決定するものとされている（第36条第2項）。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 修繕業務について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

基本協定書に記載されている「費用負担の確認」（第 36 条第 2 項）において、個別修繕の額が 1 件につき、100 万円を超える案件のうち、次の修繕は 100 万円を超える場合に該当し、負担金額につき協議すべき取引である。すなわち、平成 28 年 3 月 10 日に「加圧給水ポンプ修繕一式」として、個別修繕の額で 1,425,600 円が計上されており、「上水加圧給水ポンプ修繕」（831,600 円（消費税等込み。以下同様。））と「雑用水加圧給水ポンプ」（831,600 円）である。工期は同時の実施であり、契約も 1 つの工事契約を前提としており、実際にもそのように工事が行われている。

当該修繕は費用の額が 1 件につき、100 万円を超える場合には、千葉市との協議の上それぞれの負担を決定するものとされている基本協定の規定に従った処理を行っていない。

【結果】

個別修繕の費用負担の手續に係る基本協定の規定に該当するにも拘らず、必要な費用負担の協議を行わず、結果として千葉市社会福祉事業団に過大な費用負担を強いる処理となっているため、基本協定に沿った公正な事務手續及び費用負担の協議を実施されたい。また、市所管課は、個別修繕に係るこのような不注意が今後発生しないよう、正当な注意をもって提出される文書の把握に努められたい。

(11) ハーモニープラザ管理：アンケートの実施について

① 概 要

ハーモニープラザのアンケート調査については、「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」において、実施することが提案されている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. アンケート回収について（意 見）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書に記載のある「利用者アンケート」について、現在では、ハーモニープラザの 1 階エントランスロビーについて「アンケートボックス」を常設し、利用者の意見などの収集に努めている他、フェスタ・フェスティバル時にアンケートを実施している。このようなアンケート調査の実施方法については、平成 26 年から平成 28 年に至るまで、毎年度、異なる方法で実施されている。

各年度のアンケート調査の実施方法の相違により、アンケート調査回答の回収実績に大きな変動が見られる。例えば、ハーモニープラザフェスタにおけるアンケート調査回答回収件数は、平成 27 年度で 349 件に対して、平成 27 年度では 11 件と激減している。

【結果】

ハーモニープラザ管理のアンケートを実施する積極的な意義を踏まえて、アンケート調査の効率的で効果的な実施方法で実施するよう要望する。例えば、アンケート調査の

実施を積極的に行い、施設利用者にはその予約受付段階から、アンケート調査の意義を周知し、実際の利用の際には必ず利用者の代表者に協力を仰ぎ、参加者ひとり一人にアンケート用紙を渡していただき、終了の際には協力していただいた利用者からその回答を回収するという習慣を根付かせることが重要である。

(12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について

① 概 要

指定管理業務のハーモニープラザ管理において、千葉市社会福祉事業団では、業務委託に係る入札制度のより一層の透明性、競争性及び公平性の確保のため、一定の資格要件を定め、事前に参加希望者を募り執行する「希望型指名競争入札制度」を導入している。ハーモニープラザ管理における業務委託費としては、「清掃業務委託費」（平成 27 年度：1,850 万円）及び「警備業務委託費」（1,485 万円）を計上している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 清掃業務委託の仕様書（特別清掃）について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

特別清掃業務については、仕様書及び「千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者管理運営の基準」いずれも、清掃実施面積一覧表に記載された部分につき、6 か月又は年を単位として行う清掃である旨が記載されている。しかし、実際の特別業務は以下のように行われている。すなわち、提案書との整合性について、実態としては専用業者にて行う（年 6 回実施）ガラス清掃以外のサッシ手すり清掃、ブラインド清掃、照明器具、モニュメント及び白砂利は定期清掃、壁面扇風機の清掃は、随時清掃として行っている。実施の実態としては、ハーモニープラザの事業の都合上、担当者が汚れの有無について判断し、汚れていると判断した場合には、可能な日を電話で確認し、随時調整後、実施している。

【結果】

特別清掃業務に係る仕様書の内容と実際の実施内容が乖離しているため、年間契約における当年度の実施計画と実態とを整合させる調整を実施し、業務委託の仕様内容に明瞭性と信頼性とを確保されたい。

イ. 清掃業務委託の仕様書について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

千葉市ハーモニープラザ清掃委託仕様書の 6（その他）には、平成 25 年度～28 年度の契約について平成 24 年度本清掃業務委託契約入札の落札者と随意契約を予定しているが、随意契約を必ずしも保証するものではなく、予告なしの変更もありその変更にはいかなる責も当事業団は負わないとしている。この規定は、委託業者にとって不利な規定であり、また、指定管理期間である平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までと整合性がない。

【結果①】

千葉市社会福祉事業団の事情により随意契約を締結しない際には、いかなる責も負わな

い旨は、必要以上なリスク回避と考えられるため、当該文言を削除するか、又は随意契約を締結しない場合には、2ヶ月前に通知する旨を伝える等、委託業者が公平な立場となり得る文言を追加することを検討されたい。

【結果②】

千葉市ハーモニープラザ管理の指定管理期間については明らかに定められている以上、その指定期間と整合性を確保して、委託業務の仕様書も作成されることを検討されたい。

ウ. 外部業務委託における競争入札について（意 見）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団が外部業者に業務委託を行う際には、現在、「希望型指名競争入札制度の手引き」に従って、対象業務委託や入札参加資格等を規定し、競争入札を行っている。この競争入札において、和陽園及び千葉市桜木園において、入札された業者の中で、応札者が入札を辞退するケースがあった。これらにつき、現在、社会福祉事業団においては、個別事情を調査し、今後の契約事務における有効な改善策を検討する仕組みが存在しない。

【結果】

応札者が辞退した際には、個別事情を考慮し追跡調査が必要であるかどうかの判断や追跡調査の結果によっては今後の入札における有効な対処法（事前の仕様内容等の情報提供の仕方に関する工夫等）を考慮する実務に変更するよう要望する。

エ. 外部業務委託における予定価格の適正性について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

現在の随意契約において使用する予定価格は、再委託業者が平成 24 年度の希望入札時に見積を行った見積額を予定価格としており、平成 24 年度から平成 27 年度において、予定価格及び見積額が基本的に同額である。この予定価格の決定には、以下の問題点がある。

まず、入札時における予定価格については、前年の業者との業務委託契約の締結金額が予定価格の算定根拠としており、これを予定価格及び落札価格として認識していることが問題である。また、随意契約時においては、①予定価格に関する規定がないこと、②予定価格を設定するための判断基準がないこと、③予定価格設定のための見積り内訳が存在しないことにより、予定価格を精査することができない。

【結果】

外部委託業務の仕様書に対応した積算方法の決定において、外部委託の業務水準に対応した労務単価、人工等を独自に見積もった積算書を作成されたい。独自の見積書を作成する際には、当該随意契約業者だけの1社見積ではなく、見積書に競争性を確保する意味で、可能な限り他社見積を入手し、適正な積算を行われたい。

オ. 外部業務委託のモニタリングについて（意 見）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

平成 27 年度において、ハーモニープラザ管理に係る業務委託費（清掃業務委託及び警備業務委託）においては、いずれも「業務履行状況が良好」であることを理由に平成 24

年度からの落札業者と随意契約を締結している。その中で、業務履行状況が良好と判断する際に、日報等によりモニタリングを行っているが、具体的な定量的な判断基準はないため、定性的な情報によりモニタリングを行っているものと考えられる。

【結果】

定性的な情報を用いて評価を行った場合は、担当者の主観による印象が強く、透明性を保つことができないため、客観的な評価基準（定量的な評価基準）が必要であるとする。

(13) 外部業務委託における入札・契約の執行について

① 概 要

平成 24 年度以降の入札及び契約の執行について、希望型指名競争入札制度の導入に伴い、「入札及び契約の執行について（通知）」を作成し、次の内容を内部に周知している。すなわち、委託業務等の競争入札に付すべき契約において、随意契約が可能な場合は次の全てを満たしている場合としている。

- i 事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること
- ii 競争入札施行伺に一定の内容（予算措置の範囲内での契約、合理的理由）が記載されていること。
- iii 前年度の当該契約の仕様書に、一定の内容（随意契約の非保証、予告なしの変更・無答責）が記載されていること。
- iv 前号の内容を前年度、当該契約の競争入札説明会において、競争入札参加全業者に説明していること。
- v 競争入札実施時に一般競争入札又は希望型指名競争入札を採用すること。

注：予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意。

なお、上記 i は実質的な要件であり、ii ～ v は形式的な要件であると考えられる。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 随意契約に係る合理的理由について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

平成 27 年度の千葉市ハーモニープラザ清掃業務委託の決裁伺書において、随意契約を結ぶ際の業者選定理由として、平成 24 年度希望型指名競争入札においての落札業者であり、毎年、契約業者が変更すると業務の引継が頻繁に発生し、安定的な業務遂行ができなくなり、また、業務継続による品質向上が見込まれる旨が記載されている。しかし、これらの選定理由では、継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。

【結果】

上記通知に記載の随意契約を実施する際には、当該清掃業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で清掃業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力

の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。

イ. 業務委託の複数年契約について（指摘・意見）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

概要で示した通知の中に、「予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」という記載がある。この記載に従って、外部委託業務契約については、複数年契約が一切なされていない。千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間において収益が担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。

【結果①：指摘】

指定期間である５年に亘り、規模の経済合理性を追求する収益予算の担保があると判断されるため、毎年度実施される単年度契約方式を見直し、経済合理性を追求することが可能となる複数年契約を導入することを検討されたい。

【結果②：意見】

千葉市社会福祉事業団事務局においては、業務委託の契約に当たり、複数年の契約について、現行の規定されている契約以外にも適用することができるよう経理規程を見直すことを要望する。以下、千葉市桜木園、和陽園、千葉市療育センターにおける業務委託の複数年契約に係る意見について同様である。

2. 千葉市桜木園について

（１）専門職員の欠員について

① 概 要

組織にとって「人」は財産であり、事業推進にあたり施設サービス利用者の満足度につながる専門職員等の確保は、特に千葉市社会福祉事業団の将来を大きく左右する重要な課題である。そこで、千葉市桜木園に関する職員募集の概要について、千葉市社会福祉事業団のホームページで確認することができる。また、千葉市桜木園の管理に関する基本協定によると人員の確保等に関する条項が規定されている。このように千葉市社会福祉事業団は、千葉市桜木園の指定管理者として専門職員等を確保するため、職員募集を行っている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 常勤看護師の欠員補充について（意 見）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市桜木園では、専門職員、特に常勤看護師が不足している。平成 27 年度当初時点で常勤看護師 6 人が欠員であった（期末の欠員は 5 人）。千葉市桜木園においては、非常勤職員の雇用に際しては、日勤専従や短時間労働を希望する者等を幅広く雇用し、専門職の雇用の確保、待遇改善に努めている。しかし、非常勤職員を配置している場合、利用者に対するサービスの低下の可能性や職員の継続的な雇用確保に対する懸念が生じる。千葉

市桜木園の経営においても、非常勤職員による施設サービスの提供に係る品質確保が十分になされているかどうかに関して、明確な情報が蓄積されていない。

【結果①】

障害児（者）に対する障害福祉サービスへの就労希望者は多いとは言えず、看護師等の専門職員が不足する状況は継続することが予測されるが、継続的な人材確保策を講じるよう要望する。

【結果②】

施設サービスの利用者に対するサービス品質等の低下を防ぐためには、派遣等で確保した人材の研修等を十分に行い、併せて、施設サービス利用者等からの聞き取りやアンケート調査等の実施による情報収集を、目的を明確にして組織的に実施されるよう要望する。

イ. 資格取得のための職務専念義務免除等の活用について（意見）

【障害福祉サービス課、千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市桜木園では看護師が配置されているが、認定看護師の資格を有する職員は現在存在しない。千葉市桜木園において認定看護師の資格を現在配置され施設サービスに従事している看護師が取得することは、施設サービス提供の現場において指導的役割を担えることから施設全体のスキルアップにつながるとともに、加算による収益の向上にも寄与するものである。また、看護師のキャリアアップの面で自己実現へのモチベーションが高まる効果も期待できる。

【結果①】

千葉市社会福祉事業団において、認定看護師の資格取得のための職務専念義務免除制度を積極的に活用する仕組みの検討を要望する。

ウ. 人件費の返納基準の明確化について（意見）

【障害福祉サービス課、千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市桜木園の管理に関する基本協定によると、委託料の返納の基準があり、当該規定に基づき、平成 27 年度において精算残額を市に返納している（平成 27 年度入所施設の人件費等 823 万円、通所支援施設の人件費等 3 万円）。

平成 27 年度以降については、人件費差額が発生しなくなることから、「精算残額＝予算額－決算額」として算出としている。この方法では、平成 25 年度及び平成 26 年度における「精算残額＝欠員分の人件費－非常勤職員等による人員補充に係る人件費」を返納額とする精算方法で認められていた時間外勤務手当等の削減などの実績に対応した人件費の削減努力について取扱いを明記していない。そのため、明示的には、人件費の削減努力を誘導する方式であると評価することは難しいものと考えられる。

【結果】

千葉市桜木園を始め、千葉市社会福祉事業団自体が、社会福祉法人としての経営努力や

モチベーションの維持・向上の意欲を保持することができるように、千葉市社会福祉事業団の経営努力を客観的かつ公正に評価できる指標を設け、精算対象から除外できる仕組みを、市担当課及び千葉市社会福祉事業団として検討することを要望する。

(2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について

① 概 要

千葉市桜木園の管理に関する基本協定によると、管理施設の維持管理のうち、個別修繕に関して、その修繕完了後 10 日以内に市へ報告すること等が規定されている。平成 27 年度において、千葉市桜木園で実施した個別修繕は、アルミパーテーション工事（418,500 円）及び 104 号室床他修繕工事（317,250 円）であった。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 個別修繕の結果報告について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から 10 日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとされている（基本協定第 34 条第 3 項）。しかし、104 号室床他修繕工事においては、修繕の完了日が平成 27 年 7 月 30 日であるにもかかわらず、個別修繕実施報告書の提出日が平成 27 年 8 月 19 日であり、修繕が完了した日の 14 日後の提出となっている。

【結果】

個別修繕が完了した場合、その結果を個別修正実施報告書に記載し、当該修繕を完了した日から 10 日以内に市に提出して報告されたい。

イ. 個別修繕により取得した財産について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

アルミパーテーション工事について、千葉市桜木園では、保健所への申請に基づく部屋の用途変更のため、建物付帯設備として修繕費勘定で会計処理を行っているため、財産の取得として扱われておらず、固定資産台帳へ記載されていない。しかし、当該個別修繕の対象であるアルミパーテーションは、1 年を超えて使用する有形固定資産であり、1 組の金額が 10 万円以上であるため、有形固定資産に該当する。

【結果①】

個別修繕を実施した場合であっても、修繕工事の実施内容により財産を取得する場合がある。アルミパーテーション工事の場合、新たに固定資産を取得したことになるため、千葉市社会福祉事業団経理規程等に従い、固定資産管理台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。

【結果②】

また、受託事業の中で取得した固定資産について、所有権の帰属先、契約終了時の当該資産の取り扱い等を明確にすることを検討されたい。

(3) 防災計画について（省略）

① 概 要

② 手 続

③ 結 果

ア. 風水害マニュアルの更新について（意 見）【千葉市桜木園】

(4) 通所支援事業について

① 概 要

千葉市桜木園においては、通所支援事業（生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス）として、在宅の重症心身障害児（者）の方に通所していただき、日常生活動作や運動機能の訓練・指導等の必要な療育を提供している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 送迎車両の不足について（意 見）【障害福祉サービス課、千葉市桜木園】

【現状・問題点】

平成 27 年度の利用日数（年間 3,098 日）を開所日数（243 日）で除した 1 日当たりの利用者数は 12.7 人である。これに対して、平成 32 年度の目標は平均 18.0 人であり、今後 5 年間で目標未達成率である 30%を解消する経営努力が必要である。

その経営努力の中でも、通園事業の利用者増加の対策の一つとして、送迎車の増車がある。現在、通所事業では 2 台の送迎車（マイクロバス、リフト車）を使用しているが、該当する日に病棟の入所者が他病院を受診する場合には病棟所有のリフト車が利用できないことがあり、その場合には、送迎用のリフト車を千葉市大宮学園から借用している。このように、現状では送迎車の慢性的な運用不足に悩まされている。

【結果】

管理業務の実施に際して必要な資産が不足する状況に対して、施設の設置者である市が公有財産を取得して貸与するか、又は千葉市社会福祉事業団の法人全体の経営方針として、千葉市桜木園の利用者増加のためにも送迎車を独自に購入するか等の対策を検討するよう要望する。

(5) 医薬品の管理について

① 概 要

千葉市桜木園では入所者及び一部外来診療受診者への処方のため、平成 28 年 3 月末現在、153 種類、342 個、173 万円の医薬品を園内の調剤所（薬局）において管理している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 実地棚卸結果の会計責任者への報告について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団経理規程によると、棚卸資産の評価及び管理に関して、「会計責

任者は、毎会計年度末において棚卸資産の实地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。」と規定している。千葉市桜木園では、毎会計年度末において棚卸資産の実施棚卸を行っている。しかし、実施棚卸は、調剤所（薬局）に配置された薬剤師 1 名で行われているが、その实地棚卸の結果について、会計責任者へ報告されていない。

【結果】

毎会計年度末に実施される医薬品の実施棚卸の結果については、その実施後、所定の様式に基づき速やかに会計責任者へ報告されたい。

イ. 医薬品の貸借対照表への計上について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団経理規程によると、棚卸資産の評価及び管理に関する条項が規定されている。千葉市桜木園では、医薬品について、経常的に消費し、常時保有する量が 1 年間の消費量を下回るものと判断して、その購入時に費用処理をしたままであり、期末の实地棚卸の結果、金額的な重要性の有無にかかわらず、棚卸資産に計上していない。

【結果①】

療養介護・医療型障害児入所施設の運営を主とする千葉市桜木園においては、医薬品は、質的・金額的に重要な資産である。したがって、棚卸資産に該当するため、毎会計年度末では貸借対照表に棚卸資産として計上されたい。

【結果②】

経理細則においては、経理規程第 45 条に定める資産は、切手及び印紙、製品、原材料とされているため、医薬品を含めるよう改訂されたい。

（6）被服管理について

① 概 要

千葉市桜木園では、千葉市社会福祉事業団被服貸与規程（以下、「被服貸与規程」という。）に基づき、職員に対して業務の遂行上で必要な被服の貸与を行っている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 貸与品及び貸与期間について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

被服貸与規程によると、貸与品及び期間に関して、「施設長は、勤務の態様、既貸与品の状態及びその他事情を考慮して、貸与期間の伸縮及び貸与品の枚数を変更することができる。」と規定している（第 3 条第 2 項）。千葉市桜木園では、経費節減のため、貸与される被服の種類等を変更したり、貸与被服として指定された被服でも実際には貸与されなかったりしている。このような変更の際して、意思決定文書が作成されていない。

【結果】

上記のように、専門職員への被服の貸与の変更内容は、すべて貸与される被服の種類の削減であった。しかし、貸与される被服の種類等を変更した場合には、被服貸与規程に従

い、決裁権限者である施設長の決裁を得る手続を実施されたい。

イ. 貸与品の返納及び廃棄処分について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

被服の貸与期間に満たない中途退職等の場合、貸与品の返納が行われ、千葉市桜木園にて廃棄処分を行っているが、被服貸与簿への記載が行われていない。また、貸与期間が経過した場合、貸与品の返納は行われておらず、千葉市桜木園園長の承認がないにも拘らず、被貸与者自らが廃棄処分を行っている。また、千葉市桜木園では、経費節減のため、貸与期間の経過後も使用可能な貸与品については、継続使用するように被貸与者に協力依頼し、新たな貸与に対する辞退は職員の申し出によっている。しかし、貸与期間の経過時における新たな貸与の辞退について、被服貸与簿への記載が行われていない。

【結果】

被服貸与規程に従い、貸与の状況を被服貸与簿に適時かつ正確に記録することを実施されたい。また、被貸与者自らが廃棄処分を行う場合には、被服貸与簿に園長の承認の証跡を残すことを実施されたい。

（７）外注費について

① 概 要

千葉市桜木園の管理業務を実施するため、清掃業務、給食業務、車両運行管理業務を第三者に委託している。委託業務は、平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託（随意契約：13,932 千円）、平成 27 年度千葉市桜木園給食業務委託（随意契約：19,440 千円）及び平成 27 年度千葉市桜木園車両運行管理業務委託（随意契約：11,586 千円）であった。

② 手 続

③ 結 果

ア. 予定価格の設定について（意 見）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託及び給食業務委託は、随意契約によっており、千葉市社会福祉事業団経理規程第 70 条第 4 項に従い、予定価格を定めることが必要である。しかし、千葉市桜木園では、予定価格を決定するため、平成 26 年度の委託業者から、平成 24 年度の希望型指名競争入札での契約額と同額の見積書を徴取し、積算根拠としている。予算編成時点の見積り徴取や契約時点での設計書作成、予定価格の設定の際に、経済性のチェックや原価交渉等が行われず、2 年目以降の 4 年間は、初年度の契約額で事実上、固定してしまう結果となっている。

【結果①】

予定価格の設定に際しては、前年度の契約額と同額とするのではなく、見積・積算内訳の作成と参考見積もりに対する経済性のチェック、随意契約業者との原価交渉等に基づく原価低減、原価管理活動を行うことを要望する。

【結果②】

また、落札業者からの落札額内訳書の入手等の他、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定めるよう要望する。

イ. 実施計画の入手と履行状況の評価について（意見）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

清掃業務、給食業務、車両運行管理業務のいずれの業務委託契約書においても、実施計画の策定及び業務履行状況の報告に関する条項が規定されている。また、いずれの業務委託においても、契約初年度は指名競争入札を行い、次年度以降の契約については、履行状況を評価した上で、利用者の特性を理解した業者を従事させること等で事業の継続性と安定性を図るため、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を行っている。

【結果】

いずれの業務委託においても、実施計画を入手し、実施計画に従って計画的に業務が履行されていることを評価するよう要望する。また、契約の履行状況を客観的かつ効率的に判断するため、履行状況の評価に際しては、実施計画に基づいたモニタリングを実施するよう要望する。

ウ. 随意契約に係る合理的理由について（指摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団では、平成 24 年以降の入札及び契約の執行について、希望型指名競争入札制度の制定に伴い、平成 23 年 11 月 1 日付けで、契約方法の変更について各施設長へ通知している（18 頁参照）。平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託に伴う決裁伺書の業者選定理由には、「・・・契約履行状況も良好であり、業務の継続性、安定性の観点より引き続き上記業者と随意契約としたい。」との記載がある。また、平成 27 年度千葉市桜木園給食業務委託に伴う決裁伺書の業者選定理由には、「・・・契約履行状況も良好であり、多様な食形態を提供するにあたって、業務の継続性、安定性が求められることから、・・・」という記載がある。しかし、これらの選定理由では、「①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること」の要件を十分に具体的に、詳細に説明しておらず、当該清掃業務委託契約が継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。

【結果】

随意契約を実施する際には、清掃業務委託や給食業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。

エ. 業務委託の複数年契約について（指摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

千葉市桜木園については指定管理者制度が導入されており、千葉市の予算形式上、複数

年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間においては予算制約による合理的な調整はあるものの、収益そのものは担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。

【結果】

受託側である事業者は、5年間の要員計画や資金調達計画等が安定的に継続的に策定することができ、受託事業の品質を維持向上させることが可能になる一方、そのような効果を委託側である千葉市桜木園は享受することができるため、複数年契約の方が、委託側にとっても受託側にとっても効果的かつ効率的である。したがって、例えば、施設の指定管理期間と整合させた5年間の複数年契約を前提に提案型のプロポーザル方式に契約方式を移行するなど、複数年契約を導入することを検討されたい。

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(1) 千葉市社会福祉事業団和陽園の概要について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団が運営する千葉市社会福祉事業団和陽園（以下、「和陽園」という。）は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）施設（短期入所を含む。）、訪問介護・介護予防訪問介護事業所、居宅介護支援事業所から構成されている。

① 養護老人ホームの概要について

養護老人ホームとは、老人福祉法第20条の4に基づき、身体の衰え、家庭の事情、経済的等理由により、自宅において生活することが困難な65歳以上の方に対し、日常生活の支援を行う施設である。また、自立支援計画の作成や入所者への生活相談を実施している。

② 特別養護老人ホームの概要について

特別養護老人ホームとは、老人福祉法第20条の5及び介護保険法第48条第1項第1号に基づき、常時介護を必要とし、家族が介護困難な状況にある方で、介護保険法に基づく要介護認定を受けられた方に日常生活の介護を行う施設である。施設として、1部屋当たり4人以下の相部屋方式（従来型と言われるもの。）と、共有スペースを併設している個室形式（ユニット型と言われるもの。）がある。また、施設サービス計画の作成や利用者への生活相談を実施している。

(2) 利用者預り金の管理について

① 概 要

和陽園において、小口現金及び貴重品の管理サービスを行っている。小口現金及び貴重品の管理サービスとは、利用者の小口現金及び貴重品（主として預金）の保管管理を和陽園が行い、利用者の求めに応じて、現金の入出金及び預金の払出し・預け入れを代行する業務である。平成28年3月末時点において和陽園が利用者から預かって保管管理している小口現金及び預金は268件、1億632万円であった。このような現金及び預金に関して、

和陽園では、「利用者預り金等取扱要綱（以下、「要綱」という。）」を設定し、同要綱に基づき役務を提供している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 利用者預り金の簿外管理について（意見・提案）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、運用指針 1（3）及び「千葉市 指導監査調書 老人福祉施設 会計管理に関する事」その他項目 10 を根拠に、施設の利用者から預かった小口現金及び預貯金を和陽園の貸借対照表において計上せず、簿外管理となっている。一方、和陽園が施設利用者から預かる金銭等の出納を管理するためには事務的な負担が少なからず認識できるものであり、その出納管理に対する対価を手数料として徴収しているものではないが、法人会計に含めなくとも、「内部牽制に配慮」することと「個人ごとの適正な出納管理」を行うことが求められている。

ちなみに、和陽園において利用者から預かった金銭等の合計金額は、千葉市社会福祉事業団の総資産の 4.9%、また、和陽園の総資産の 12.6%であり、金額的な重要性は高いと判断される。しかし、和陽園においては、施設利用者から預かる金銭等について預り金として計上していないため、業務の実態を適切に反映することができないものと考えられる。

【結果①：意見】

和陽園は、施設利用者から預かる金銭等の適正な出納管理を行う費用負担として、要綱等においてその事務手数料の徴収に係る規定を整備し、施設利用者の入居時に合意する等の手続きを整備するよう要望する。

【結果②：提案】

施設利用者から預かる金銭等について、運用指針で求められている適正な出納管理だけでなく、預り金として貸借対照表に計上する等、より透明性の高い会計実務が実施される運用指針等に改訂されることを提案する。

イ. 預り金（現金）の出納簿の記載方法について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園の養護老人ホームにおいては、利用者から預かる金銭等のうち、現金にかかる出納簿である「小口現金出納簿」（要綱第 5 条）を日々記帳するのではなく、1 か月ごとにまとめて作成している。しかし、例えば、月の半ばなどの出納簿が未作成の時期に、預かった現金について利用者等より小口現金出納簿の閲覧の申し出があった場合（要綱第 13 条第 2 項）、申し出があった月の小口現金出納簿を作成していないため、利用者等が小口現金出納簿を閲覧することができない状況となる。

【結果】

和陽園は、同園の養護老人ホームにおいて、要綱に記載のとおり、預り金等を適時に報告及び提示できるよう、現金に係る出納簿「小口現金出納簿」を現金の預入れ及び払出し

に応じて記帳されたい。

ウ. 預り金状況報告の未実施について（指摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園の特別養護老人ホーム（従来型）において、各利用者等に対して、「預り金状況報告」という報告書を作成し、6月末、9月末、12月末及び3月末に収支状況について利用者からの預り金について報告を行い（要綱第13条第1項）、報告内容に関して利用者等が確認した旨の署名を入手している。

しかし、平成27年度の「預り金状況報告」では、2人の「預り金状況報告」において12月末の収支状況の記載及び確認の署名がなかった（No.9:13万円、No.28:9万円）。また、預り金等の報告及び提示に関する業務については、担当者が業務を実施したことに関して担当者以外の者による確認が実施されていなかった。

【結果①】

和陽園は、要綱第13条第1項に規定されている預り金等の報告及び提示のとおり、収支状況について四半期毎に利用者等に報告されたい。

【結果②】

和陽園は、預り金等の報告及び提示に関する業務に関して、その業務の遂行を確認し、適切な収支状況について報告が実施されるように、当該業務の確認を含めた管理を実施されたい。

エ. 預り金総括表の未作成について（指摘・意見）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園において、利用者から預かる金銭等に対して、利用者預り金等取扱要綱第5条に基づき、諸帳簿を作成することが規定されているが、同条に規定されている預り金総括表（様式1）が作成されていない。

現行の預り金総括表では、現金に関して独立して記載する欄が設けられていないため、その他の欄において記載することになる。また、利用者から預かる預金においては、千葉銀行以外の預金も存在することから、千葉銀行以外の預金はその他の欄において記載することになる。更に、現行の預り金総括表（様式1）では、ある一定の時期における利用者が和陽園に預けている金銭等の残高を記載する表となっていることから、仮に、異常な取引が行われていたとしてもその異常性を発見することができない。

【結果①:指摘】

要綱第5条に規定されている預り金総括表を作成されたい。

【結果②:指摘】

預り金総括表（様式1）については、利用者から預かった金銭等を網羅的に管理できるよう、その記載項目について現金の項目を追加されたい。

【結果③:意見】

利用者から預かった金銭等について、年度を通じて現金を含めて、現預金の預け入れ及

び払出しに関して異常性を発見できるような預り金総括表へ形式を変更することを要望する。

オ. 預り金残高に関する確認の内部統制について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

要綱第 12 条第 1 項において、預り金総括表（様式 1）について年に 1 回管理責任者である園長の検査を受けることが規定されている。和陽園においては、預り金総括表（様式 1）を作成していないことから、要綱第 12 条第 1 項に規定されている年に 1 回の管理責任者である園長の検査が行われていない。一方、個人別預貯金出納簿（様式 2）及び小口現金出納簿（様式 3）の検査は証書又は現金管理保管責任者が行うことになっているが、実際には園長が実施している（要綱第 12 条第 2 項及び第 3 項）。

【結果①】

要綱第 12 条第 1 項において規定されているとおり、預り金総括表（様式 1）について年に 1 回管理責任者である園長は検査されたい。

【結果②】

利用者預り金等取扱要綱第 3 条に規定されているとおり、園長はその職務分掌に応じて、全般の管理を行うことを検討されたい。

カ. 個人別預貯金出納簿の記載誤りについて（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園の養護老人ホームにおいて、預金通帳の記載では平成 27 年 4 月 27 日付で引き出されている預金の額が、個人別預貯金出納簿では平成 27 年 4 月 20 日付で引き出されていると記載されている。そして、平成 27 年 4 月 20 日付で引き出されている項目に関して介護長による検査（検査印の押印）がなされている。

【結果】

介護長は適切な検査を実施されたい。例えば、適切な検査を実施するために、記載されている個人別預貯金出納簿の日付や金額に対して、その都度、レ点等を付すことにより、より正確な検査が実施されると考えられる。

キ. 受領書の入手について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園は利用者の依頼に基づき平成 27 年 8 月 27 日付けで預貯金の払い戻しを実施し、同日付で払い戻し金額の全額を支払っている。しかし、利用者からの受領書の日付は 9 月 3 日付けとなっていた。

【結果①】

預貯金の払い戻しを行った場合には、規定に基づき、その都度、本人に手渡しして受領書に本人等からの署名を受けるようにされたい。

【結果②】

預貯金の払い戻しを行った場合に、その都度、本人への手渡し及び署名の受取りが実務

上困難である場合には、現行の要綱では当該事例に係る条文を定めていないことから、実務に応じた要綱の作成をされたい。

(3) 被服の管理について

① 概 要

和陽園では、被服貸与規程に基づき、職員に対して各年度当初に業務の遂行上に必要と考えられる被服を規定された枚数の範囲で各年度貸与している。貸与の方法としては、被貸与者に対して、事前に必要とする貸与品の数量及びサイズを調査し、調査結果をもとに貸与品の発注を行い、被貸与者に貸与している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳の未作成（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、被服貸与規程第9条において作成が義務付けられている貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成していないため、和陽園における貸与品の管理状況が不明である。そのため、和陽園が保有している各貸与品の枚数が不明であり、資産を適切に管理することができていないと考えられる。

【結果】

和陽園における所属長は貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を作成し、貸与の状況を適切に記録されたい。

イ. 被服の管理について（指摘・意見）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、被服に関して規定された貸与枚数では不足が生じるため、新規の貸与品に加えて、貸与期間が過ぎても使用可能な状態にあるものについては返納させず、継続して貸与している。このような貸与品の運用においては、和陽園に入職した初年度において、貸与品の不足が生じ、被貸与者において業務の遂行上問題となると想定される。それにも拘らず、被服貸与規程で定められた枚数から実務上必要な枚数へ貸与規程を変更していない。また、和陽園は貸与被服の返納を受けた後に、状態等を考慮して保管及び破棄をしているが、返納された旨の記録を取っていない。更に、被服貸与規程第7条において使用不能と理事長が認めた場合は廃棄処分をすることができると規定されているにも拘らず、廃棄処分を行うに当たり理事長の承認を得ていない。

【結果①:指摘】

和陽園は、勤務の様態、既貸与品の性質及びその他事情を考慮して、被服貸与規程で定められた貸与品及び貸与枚数を変更されたい。

【結果②:指摘】

和陽園は、被服貸与規程第9条に基づき、貸与被服の返納を受けた場合、返納された状況の記録を行われたい。

【結果③:意見】

和陽園は、被服貸与規程第7条に基づき、規定に基づき被服の廃棄にあたり園長の承認を得ることを要望する。

(4) 保険請求の確認について

① 概 要

和陽園では、運営している特別養護老人ホームにおいてサービスを提供しており、当該サービスの対価として介護保険の請求を千葉県国民健康保険団体連合会等へ毎月実施している。また、和陽園では、保険請求にあたり「介護老人福祉施設管理システムSP」という、利用者や提供したサービス等の管理ソフトを使用している。

② 手 続 (省略)

③ 結 果

ア. 外泊に関するシステム入力誤りによる保険請求の過少について (指 摘) 【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、利用者が施設外で宿泊する際に外泊届を入手し、当該外泊届に基づき、「介護老人福祉施設管理システムSP」へ外泊開始日及び外泊終了日、また、介護給付請求及び利用料請求の有無を入力している。平成27年度の各月の外泊件数のうちサンプル抽出により、外泊届に記載されている外泊日数と「介護老人福祉施設管理システムSP」において入力されている外泊日数との照合を実施した。その結果、外泊日数の相違(1日)が1件、発見された。これは保険請求の過少となっていた。

【結果】

介護給付請求を行うにあたり、「介護老人福祉施設管理システムSP」に入力された利用者の外泊記録のうち、開始日、終了日等について、外泊届との整合性を正確に確認されたい。

イ. 介護請求時の請求内容の確認方法について (意 見) 【和陽園】 (省略)

(5) 業務の外部委託について

① 概 要

和陽園では、清掃業務委託(7,480千円(税抜))、給食業務委託(27,498千円(税抜))について、業務の外部委託を実施しており、平成27年度において希望型指名競争入札を実施している。

② 手 続 (省略)

③ 結 果

ア. 業務委託の複数年契約について (指 摘) 【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園においては、平成27年度に締結した委託業務契約に関して全て単年度の契約となっている。これは、平成23年11月1日付けで各施設長に通知された、「入札及び契約の執行について(通知)」(通知については、18頁参照)において、留意事項として「予算

不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されていることから、複数年年度の契約を実施していないものと考えられる。

しかし、和陽園が運営している事業は、養護老人ホームや特別養護老人ホームなど、複数年年度にわたり入居し利用することが想定される事業であり、将来にわたって収支が大きく変動しないと想定されるため、精度の高い将来収支予測が可能と考えられる。

【結果】

和陽園における業務の外部委託契約に当たっては、将来収支予測に基づき実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と判断されるため、複数年契約の仕組みを検討されたい。

イ. 委託に関する実施計画書の入手及び評価について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、平成 27 年度の給食業務委託契約書において、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画書を策定することとされている。その実施計画書は、業務委託仕様書に記載されている内容が契約期間に渡って実施されるために、契約に際し、契約事業者が具体的な業務の実施方法を策定し、和陽園に提出するものである。

しかし、和陽園が現時点で実施計画書としている資料では、様々な資料が個別に作成されているため、年間の業務遂行計画を体系的に一覧で確認することができず、また、年間を基準とした計画の記載が見受けられない。また、記載内容については、和陽園と契約事業者とが合意した内容であるのか、更には、実施計画書に基づき業務遂行状況を評価しているか等について確認することができない。

【結果】

和陽園は、給食業務委託において契約事業者が策定した実施計画書を入手し、当該内容を検討して、給食業務委託の実施計画書としなければならない、実施計画書に基づいて業務の遂行が実施されているかどうかについて評価することを実施されたい。

ウ. 清掃業務委託予定価格設計書の管理費の設定について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を法定福利費及び事務的経費等とし、平成 27 年度では、直接施工費の 5.0%を管理費として積算している。また、平成 26 年度においては、直接施工費の 8.0%を管理費として積算している。しかし、一般的に法定福利費は人件費に関して一定の比率で発生すると考えられる。平成 27 年度の管理費は、その構成要素である法定福利費及び事務的経費が増加すると想定されるにも拘らず、平成 26 年度を下回る金額を算定している。そもそも、平成 27 年度の管理費の算定を行うにあたり、前事業年度と同額程度と算定した根拠が不明瞭である。

【結果】

和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を算定するにあたり、その構成要素としている法定福利費及び事務的経費等の会計的性格を考慮し、実態に合った適正な

管理費の額を算定されたい。

エ. 清掃業務委託予定価格の設定について（意見）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園では、競争性のある入札においては、事業者間の競争により入札価格が低下することが見込まれる場合に、その低下を考慮して清掃業務委託予定価格設計書において設計された金額（以下、「設計金額」という。）を算定している。具体的には、事業者間の競争により入札価格が低下する見込みを考慮して、積算を行う際の労務費の時給単価等を端数処理することにより積算単価とする。そして同単価を用いて設計金額を算定し、算定した金額を予定価格としている。しかし、入札の状況により労務費の時給単価等を変更するなど、業務内容以外の要素を含めて積算を実施した場合には、算定された金額が、業務内容と入札の状況との二つの要素を有することとなり、算定された設計金額の適正性を判断することが難しくなる。

【結果】

和陽園は、業務委託予定価格設計書においては、業務内容に応じて設計金額を積算し、積算された金額を基礎として入札の競争性等の実績に基づいて予定価格を設定するよう要望する。例えば、業務委託予定価格設計書において、業務内容に応じた労務単価や時間数等を用いて労務費等の直接人件費等を積算し、設計書とする。そして、その設計書において積算された金額に基づき、入札時の経済情勢、同種の入札案件の落札率、入札に参加する事業者数の多寡等、当該委託契約案件の競争性を反映する要素を考慮して、設計金額に適切な修正を施し予定価格とすることが適切であると考えられる。

オ. 落札した事業者による契約の辞退について（意見）【和陽園】（省略）

（６）訪問介護事業に関する事業計画について

① 概要

和陽園では、訪問介護・介護予防訪問介護事業所を設置しており、介護福祉士又は訪問介護員が要介護の方に対し、自立し日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事の介護やその他生活全般における支援サービスを提供することとしている。

和陽園では、「同一建物減算」（10%減算）の適用が平成 27 年度より適用され、これまでの収益の減少が見込まれることから、収益の拡大を目指し、在宅訪問介護を強化し、平成 26 年度支援実績を超える利用者の支援を実施することを計画していた。結果として、年間利用者数累計で前年実績 638 人を上回る利用者数 687 人を確保している。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 訪問介護事業に関する事業計画について（意見）【和陽園】

【現状・問題点】

特別養護老人ホームが自主事業となった平成 26 年度以降の訪問介護・介護予防訪問介護事業所の経常増減差額（剰余金）が和陽園全体に占める割合は、平成 26 年度で 86.4%、

平成 27 年度で 71.1%と高い比率であり、和陽園にとっても重要な事業であると考えられる。しかし、現在、訪問介護・介護予防訪問介護事業所に関して、単年度の事業計画は策定されているが、将来の需要予測に基づいた複数年度の事業計画が策定されていない。

【結果】

訪問介護事業を主たる自主事業として位置付けるためにも、訪問介護・介護予防訪問介護事業所に関して、千葉市社会福祉事業団及び和陽園における収益規模での重要性に鑑み、将来の長期にわたる事業計画を策定することを要望する。

(7) 施設再整備に関する事業計画について

① 概 要

和陽園が平成 26 年 4 月から千葉市社会福祉事業団に譲渡されることが決定され、その際、「千葉市和陽園事業譲渡実施計画（以下、「実施計画」という。）」が策定された。この実施計画の中で、施設の建物等の老朽化が著しいため、平成 36 年以降に和陽園の施設全体を再整備することが決定された。

実施計画における再整備計画は、施設の規模として、養護老人ホーム（定員 80 人）、特別養護老人ホーム（従来型定員 50 人、ユニット型 30 人）を基本とすることが定められた。また、上記の規模における建物等の再整備資金として約 24 億 2 千万円が見込まれている。

その再整備資金の財源として、自己資金と借入金が想定され、借入金は 18 億 1,500 万円で、残りは自己資金として 6 億 500 万円が想定されている。そのうち自己資金は、「経営改善に努め収益向上を図り、再整備資金を積み立てる」ことで対応することとなっている。自己資金 6 億 5,000 万円を 10 年間で積み立てるため、毎年度 6,000 万円の積立と予定し、その計上内訳は、千葉市社会福祉事業団事務局が 3,000 万円、養護老人ホーム和陽園が 1,800 万円、特別養護老人ホーム和陽園が 1,200 万円であった。

これらの積立原資は、主として指定管理事業における剰余金であり、その発生要因は、千葉市社会福祉事業団の人件費削減によるものと判断される。市との協議の結果、人件費削減による剰余金の返還は不要とされている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 施設再整備に関する事業計画について（意 見）【和陽園】

【現状・問題点】

千葉市和陽園事業譲渡実施計画において、事業譲渡の基本的な考え方として、施設再整備の財源のうち自己資金として、事業譲受後 10 年後の可処分内部留保額を想定している。可処分内部留保額の算定式は事業収支残高に積立収支残高を加算し、所要運転資金を控除するものである。平成 25 年度に策定された計画における事業収支残高は、平成 26 年度 61.0 百万円、平成 27 年度 14.0 百万円、平成 28 年度以降 15.3 百万円であったが、それに対する実績は、平成 25 年度 206.0 百万円、平成 26 年度 36.8 百万円、平成 27 年度以降 79.8 百万円であった

また、所要運転資金は介護報酬振込遅延分等の必要最低額で算定している。仮に、所要運転資金が事業計画策定時の想定を超える金額となった場合には、想定した可処分内部留保額が不足することになり、事業計画の見直しが必要となる。

【結果①】

収支見込における事業収支残高を、これまでの実績や想定される新たな経営環境に基づき算定する必要があり、また、一度策定した計画は、事業年度ごとに実績値と比較するなどして、当該実績値との乖離がある場合には、計画値を見直すことを要望する。

【結果②】

収支見通しにおける所要運転資金の見積りを保守的な観点から算定し、所要運転資金が想定よりも低くなった場合においても、再整備計画を遂行できるように収益について保守的な見積りの算定を行うなど、所要運転資金の見積りの見直しを行うよう要望する。

イ. 施設整備積立金の積立て漏れについて（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

平成 27 年度において施設整備積立金は 6,000 万円の積立予定のうち、3,000 万円しか計上されていない。その経緯として、平成 27 年度予算編成時に、千葉市社会福祉事業団事務局における 3,000 万円の施設整備積立金の計上を見直し、和陽園にて 6,000 万円の施設整備積立金の計上することにした。しかし、平成 27 年度において和陽園は施設整備積立金として 3,000 万円分の予算しか編成しておらず、追加の 3,000 万円分について施設整備積立金を補正予算に計上しなかった。ここで、千葉市社会福祉事業団事務局において 3,000 万円の施設整備積立金の計上を見直した理由は、指定管理料の剰余金について千葉市へ返還せずに和陽園の施設整備積立金とすることが認められていたのが平成 26 年度までであったためである。

本来であれば、当初の予算を見直し補正予算を作成し、和陽園において 3,000 万円の施設整備積立金を追加で計上する必要があるものとする。また、当初の施設整備積立計画の実施に際して、経営環境等の変化が生じた場合は、新たな積立計画を検討しなければならないものとする。

【結果】

平成 30 年度を目途に策定を予定している再整備計画を策定するまでは、当初の計画に基づき各年度において計画された金額の施設整備積立金を計上されたい。特に、平成 27 年度において計上されなかった 3,000 万円分の施設整備積立金について、追加で施設整備積立金を計上されたい。

ウ. 施設整備積立金の計上拠点について（意 見）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園はその収益力を増加させるために、特別養護老人ホームを増床し、特別養護老人ホーム（ユニット型）の事業を開始している。平成 26 年度では、実施計画において積み立てると計画された 6,000 万円に 476 万円不足するものの、平成 27 年度の経常増減差額

については2年間で積立想定額の1億2,000万円を超えている。

【結果①】

和陽園においては、経常増減差額の累計値より施設整備積立金全額を計上する能力があると考えられることから、施設整備積立金を千葉市社会福祉事業団事務局と按分することなく和陽園にて全額計上することを要望する。

【結果②】

平成26年度において千葉市社会福祉事業団事務局で計上された施設整備積立金については和陽園において修正計上するよう要望する。

4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザについて

(1) 業務の外部委託について

① 概 要

千葉市社会福祉事業団いきいきプラザ（以下、「いきいきプラザ」という。）では、業務の外部委託に関して、平成24年度に希望型指名競争入札を実施し、落札した事業者と平成25年度以降、随意契約を継続して締結している。平成27年度における各契約の概要としては、清掃設備業務委託（中央区・花見川区・美浜区：契約金額（税抜、以下同様。）16,100千円）、清掃設備業務委託（稲毛区・若葉区・緑区：契約金額21,638千円）及び給食業務委託（契約金額14,169千円）である。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 業務委託の複数年契約について（意 見）【いきいきプラザ】（省略）

イ. 予定価格の設定について（指 摘）【いきいきプラザ】

【現状・問題点】

いきいきプラザにおける平成27年度の業務委託契約書は、随意契約によっており、経理規程第70条第4項に基づき予定価格を設定している。また、平成25年度から平成27年度における、いきいきプラザが締結した随意契約による業務委託契約の予定価格は3年間同額であった。このことから、人件費の単価、消耗品費及び管理費等など予定価格の設定の根拠となる数値を見直していないものと考えられる。

また「清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区」において、平成25年度以降水質検査を実施しないことから、仕様書より当該項目を除き、契約金額については前事業年度より水質検査料分の金額を減額させている。これに対して、平成25年度以降における予定価格は、平成24年度に実施した希望型競争入札の予定価格と同額であり、平成25年度から未実施の水質検査料分が減額されていない。

【結果①】

予定価格の設定に際しては、前年度の予定価格を引き継ぐのではなく、各事業年度の労務費単価の変動を反映した設計書の積算内訳に基づく予定価格を設定されたい。

5. 千葉市療育センターについて

(1) 各施設の業務内容及び運営状況について

① 概 要

千葉市療育センターは、障害児、障害者の療育及びリハビリテーションの総合拠点施設として建設され、心身障害、身体障害、発達障害を持つ児童及び者の日常生活への適応と社会参加を図ることを目的としている。

千葉市療育センター及び系列施設には次の施設がある。

すなわち、療育相談所、相談支援事業所ぱれっと、すぎのこルーム、やまびこルーム、いずみの家、ふれあいの家、発達障害者支援センター、大宮学園たけのこルーム及び大宮学園ひまわりルームである。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 相談から療育方針決定までの待機期間について（意 見）【療育相談所】

【現状・問題点】

療育相談所は、心身障害及びその疑いのある児童に対する医学的診断を行うとともに、その障害に応じた療育、訓練を実施している。療育相談所の現状では、電話または来所による初回の相談から、医師による初回診察までが約 3 か月、更に、検査及び評価を経て、リハビリ計画が策定されるまで約 3 か月もの期間を要している。療育相談所では、相談件数の増加によって、相談員によるインテーク及び専門職員による検査・評価に時間を要していると分析している。平成 28 年度は第 3 次経営改善計画の 1 年目であり、インテーク（療育相談）記録に関する様式の見直しを実施している。

このような状況を更に改善するには、障害を早期の段階で発見する仕組みを構築することにより、障害児の情報をいち早く、長期に蓄積して専門職員の判断に利用し、検査・評価に要する時間を短縮することが一つの方法としてあげることができる。全国的にも障害児が増加傾向にあるという状況で、自治体において、障害の早期発見システムの導入に関する予算が確保されている事例（千葉県浦安市）がある。

【結果①】

療育相談所の課題である利用者の待機期間の短縮を図るため、第 3 次経営計画に定めたインテーク記録の様式に関する対策及び改善を更に推進し、また、今後実施される千葉市内における共通のアセスメントシートの検討においても、療育相談所の課題である待機期間の問題が改善されるような様式の実現がなされるよう要望する。

【結果②】

現在、他の自治体等で導入が進められている障害の早期発見に関するシステムについて、システムの運用状況、効果の確認も含めて情報の共有を実現し、市所管課においても導入の可否を検討することにより、更なる利用者の満足度を得られるような仕組みの構築、サービスの提供がなされるよう要望する。

イ. 専門職員の配置状況について（意 見）【療育相談所】（省略）

ウ. 周辺都市との経営状況の比較、分析について（意 見）【千葉市療育センター】

【現状・問題点】

利用者の待機期間の長期化、専門職員の人材難という現況において、千葉市療育センターの利用者から更なる満足度を得るためには、利用者のニーズや潜在需要等を的確に把握、分析し、現時点だけではなく将来にわたるサービスの提供を考慮する必要がある。その検討過程では、千葉市療育センターと他都市とを比較することが重要である。現状で千葉市療育センターが入手している資料は、各都市における施設の概要にとどまっているが、加えて障害児の契約人数、利用者数の推移、専門職員数の推移等の情報について他都市と情報共有することにより、千葉市の提供しているサービスの状況を客観的、多角的に分析することは、千葉市療育センターの方向性を検討するにあたって有用なプロセスとなることが期待される。

【結果】

千葉市療育センターの事業計画の策定にあたっては、相談数や療育件数の過去の実績及び推移に留意しながらも、更に、他都市についての施設対応状況、利用者の需要の把握に努めることにより、千葉市療育センター全体及び各施設において提供するサービスを検討し、それに基づいた人員の配置や予算の検討がなされるよう要望する。

エ. 職員の倫理綱領及び行動指針の揭示について（意 見）【千葉市療育センター】（省略）

（２）療育相談所における自己負担額の徴収業務及び保険請求業務について

① 概 要

療育相談所では、心身の発達についての相談を受け、診察に基づき利用者に対して医学的診断及び検査を行うとともに、その障害に応じた療育、訓練を実施している。そして、実施した医療行為及び療育行為に基づき、自己負担額の徴収業務及び保険請求業務を実施している。利用者が負担する金額は、千葉市では、子ども医療費助成制度において保険診療に係る自己負担額を定めており、療育相談所における徴収額も当該制度に基づいたものとなっている。また、千葉市療育センターの指定管理者制度では、利用料金制を採用していないため、徴収した自己負担額及び請求した保険給付額は千葉市療育センターの直接的な収益とはならない。そのため、当該業務において療育相談所が行う会計処理については、自己負担額を収受した際の預り金の計上及び千葉市の口座へ収納した際の預り金の取崩しを行っている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 療育相談所の業績管理について（意 見）【療育相談所】（省略）

イ. 査定減、返戻、保留に係る案件の管理について（意 見）【療育相談所】（省略）

(3) 施設定員の考え方について

① 概 要

千葉市療育センターにおける各施設において、定員に対する利用者数の減少が顕著であるとして、市所管課である障害福祉サービス課が平成 28 年度からその定員の削減を決定し、千葉市社会福祉事業団において削減後の定員にて業務を実施している。平成 27 年度までの各施設の定員は 30 人であったが、1 日当たり平均利用者数については、すぎのこルームが 6.8 人、やまびこルームが 12.9 人、大宮学園たけのこルームが 5.7 人であった。平成 28 年度以降の定員は、すぎのこルームが 10 人、やまびこルームが 20 人、大宮学園たけのこルームが 10 人に削減された。しかし、これらの施設の見直し後の定員に対しても、利用者数は少ない状況が続いている。

また、千葉市では保育所の実施事業の一環として障害児保育にも注力しており、集団保育が可能で日々の通所ができる心身に障害のある児童が、保護者の就労等により保育を必要とする場合に、原則としてすべての保育所において受入が可能である体制を整えている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 施設定員に関する決定方針について（意 見）【千葉市療育センター】

【現状・問題点】

千葉市療育センターにおける 3 箇所の施設において、市所管課である障害福祉サービス課が平成 28 年度から定員の削減を決定している。これは、指定管理者選定委員会において、施設の利用者数の減少が問題視されることが多く、所管課としても同様の問題意識があり、インクルーシブ教育の充実など利用者ニーズの変化や現状の定員設定などを勘案して、定員の削減を行ったとしている。しかし、千葉市及び千葉市療育センターにおいて、施設の定員に関する決定方針自体が存在していない。このような状況において、過去の利用者数実績を重視した定員管理を行うのは施設の設置趣旨から合理的な目標管理を行うことが難しくなるものとする。

【結果①】

施設における定員の決定に関しては、過去の利用者実績のみならず、潜在需要の分析、今後の千葉市における保育事業の取り組みと展望、施設における今後の利用者数確保の方策及び実現可能性等を考慮した決定方針を明確にし、当該方針に基づいて検討がなされるよう要望する。

【結果②】

現状では利用者実績と当初設定された定員との乖離を明確に認識するとともに、業績評価においては、施設規模のあり方の見直しや空きスペースの有効利用等について分析・評価するよう要望する。

イ. 施設の定員及び利用者数に対する評価手法について（意見）【千葉市療育センター】

【現状・問題点】

千葉市療育センターの各施設では平成 28 年度からの定員が削減されたが、契約者数自体は増加している施設も存在する（やまびこルーム：平成 23 年 50 人⇒平成 26 年 69 人）。また、施設への入所に際しては療育相談所を経由するケースが相当数であり、療育相談所における新規相談件数も、療育方針決定までの待機期間の課題はあるものの増加傾向にある。更に、施設の利用者数が伸び悩む要因として、障害児保育も含めた千葉市の保育事業の充実があげられるが、これは、文部科学省が提唱するインクルーシブ教育システムの枠組みの中では、むしろ望ましい状況であると考えられることもできる。

【結果①】

各施設の定員及び利用者数に関しては、単に定員に対する利用者数の過去実績だけで評価することをせず、現場での施設サービス実施状況等をつぶさに視察し、施設設置当初の定員に対して、指定管理者がどのように工夫して管理運営を行っているのかについて、総合的に評価する仕組みを提案するよう要望する。

【結果②】

また、千葉市療育センターにおいても、契約者数の推移や利用者数増加の施策、潜在需要の分析等を実施した上で、千葉市全体での取り組みも含め、指定管理者として取り組んでいる利用者の利用促進策等を評価する手法等、多角的な検討に基づいた効果的で、代替的な評価手法を提案するよう要望する。

（４）業務の外部委託について

① 概要

業務の外部委託については平成 23 年 11 月 1 日付「入札・契約の執行について（通知）」（事業団事務局長）に基づき、競争入札による契約を締結した年度以降最長 4 年間については随意契約が可能としている。平成 27 年度における千葉市療育センターの主要な委託業務としては、清掃衛生・設備管理業務委託（24,120 千円）、給食業務委託（15,070 千円）及び自動車運行管理業務委託（27,754 千円）であり、一部を除き、平成 25 年度から平成 27 年度の契約金額は同額であった。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 予定価格の設定について（指摘）【千葉市療育センター】

【現状・問題点】

平成 27 年度における業務の外部委託の随意契約については、前事業年度の契約額をそのまま予定価格としている。また、給食業務については、見積書の内訳として時間単価、工数の積算表を随意契約予定事業者から入手しているが、清掃・設備管理業務及び自動車運行業務については詳細な積算表を入手していない。そのため、予算策定時及び契約時において、契約金額についての経済性の検証や価格交渉を実施することができない。

【結果①】

外部委託を実施する際には、機械的に前年度の契約額を予定価格とするのではなく、他社見積り、他の千葉市社会福祉事業団における契約の価格水準、人件費の単価の変動、履行の難易度の変化、業務経験による効率性の向上等を考慮し、独自に実施した積算書に基づいて予定価格を設定されたい。

【結果②】

また、随意契約を締結する際には、独自に決定した予定価格及び積算書と契約業者から入手した見積書及び積算書を比較し、経済性の検証や価格交渉を実施されたい。

イ. 委託業務の履行状況の評価について（意見）【千葉市療育センター】（省略）

ウ. 随意契約に係る合理的理由について（指摘）【千葉市療育センター】（省略）

エ. 業務委託の複数年契約について（指摘）【千葉市療育センター】（省略）

Ⅱ 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

1. 社会福祉協議会収入管理について

（１）各区事務所および本部における会費収入管理について

① 概要

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「千葉市社会福祉協議会」という。）の収入のうち、会費収入については、住民会員からの会費（以下、「住民会費」という。1口200円）、施設・団体等からの会費（以下、「特別会費」という。1口3,000円）、企業等からの会費（以下、「賛助会費」という。1口10,000円）の3つに区分され収納されている。

これらの会費の納付の時期については、特に納入期限を定めておらず、基本的に67地区部会における総会等で、主に地区部会の構成団体である自治会に対して会員募集を周知（日時及び場所等）して収納窓口を設置し、その期間に指定の場所で納められた会費を随時各区の事務所へ納付・収納している。なお、千葉市社会福祉協議会会員・会費の会計上の性格については、任意であり対価性がないものであり、寄付金収入と近似的な性格を有するものとして扱われている。したがって納付がない場合でも、これまで未収金という債権として会計的に認識はしていない。

② 手続（省略）

③ 結果

ア. 各自治会収納の住民会費の網羅性に対する牽制について（指摘・意見）【事務局】

【現状・問題点】

住民会費の納付の単位は基本的に自治会単位である。自治会における会計担当者が住民会費の収納・とりまとめ・区事務所への納付等の事務を行っている。各自治会の会計担当の就任期間は決して短くないのが通常であるが、区事務所や本部での牽制は特に仕組みとしても運用としても実施されていないことが分かった。また、自治会における会費の収納事務について、自治会の監事による監査の対象には一部を除き含まれていないため、自治

会レベルの会費の収納事務に対する牽制機能はもともと働いていないことも分かった。

【結果①：指摘】

自治会における会費の収納事務については、自治会としての収入ではないため預り金としての性格であり、最終的に収入処理を行う区事務所又は本部において、自治会レベルでの会費の収納に対する牽制の仕組みを整備されたい。

【結果②：意見】

また、自治会にとって収納された会費は、いずれ区事務所へ納付されるまでの一時的な預り金という負債であるため、自治会の監事等による監査を行うよう要請することも検討するよう要望する。

イ. 各区事務所での収納の網羅性について（指 摘）【事務局】

【現状・問題点】

各区事務所における平成 27 年度までの会費の収納事務は、窓口での随時の納付の際に、各自治会の名称を手書きにより通帳の各行に記載する慣行で入金元を特定することができるようになっている。しかし、窓口での納付に対する預金への入金の網羅性について、牽制を効果的に実施する仕組みが整備・運用されていることを確認することができなかった。窓口で受け付けた現金については金庫で保管し、7 日以内に入金するルールとされているが、現金出納帳等による管理はされていない。

【結果】

窓口で会費を受付けた場合、受け付けの都度、管理簿に記載し、承認を受け、受け付けた現金が網羅的に預金口座へ入金されていることを確認する仕組みづくりを整備されたい。なお、平成 28 年 10 月より現金出納帳への記帳については実施しているということである。

ウ. 各区事務所での会計処理のタイミングについて（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

平成 27 年度までは各自治会からの会費の随時納付に対して、区事務所は、自らの通帳に入金するものの、その都度会計処理を行っておらず、四半期ごとに本部の通帳へ振替える際に初めて会計処理を行っていた。これは、内部統制上、預金という資産の盗用につながるリスクが常に発生していたことを意味し、不適切であったと言える。また、本部においては、区事務所における会費の入金処理が年間 4 回であったことから、資金計画上、合理的で、適時適切な資金管理を遂行することについて支障をきたしていたものと推察される。更に、各自治会から入金された会費を一旦プールしておき、全て集まってから区事務所に振込あるいは持参する地区部会の多い区事務所では、年度の終わりに入金が集中するということであった。

【結果】

会費収入の適時な収納処理について、地区部会⇒区事務所⇒正式な預金口座への入金⇒会計処理⇒本部認識という流れの中で、内部統制上の予防的・発見的な牽制組織の仕組みを構築されるよう要望する。

エ. 会費の会計的性格について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉協議会における会費収入は、住民会費、特別会費及び賛助会費の3つに区分されて収納されている。しかし、それら会費の会計処理は基本的に現金主義であり、会費の債権管理については会計的に実施していない。

施設法人を会員とする特別会費や企業を対象とする賛助会費については、住民会員の場合と異なり、千葉市社会福祉協議会からのサービスの提供の受益者であったり、当該サービスの提供に協賛したりするものとも考えられるため、特別会費及び賛助会費に対する現在の取り扱いについては、他の政令市等の自治体の社会福祉協議会の事例を参考に見直しを行う余地が残されているものと考えられる。

【結果】

現在、特別会員及び賛助会員として取り扱っている会員について、地域福祉を推進する各種関係機関等との連携、協働、サービス提供の強化等の経営努力により、会費の納付義務を確立できる、会員制度への見直しを要望する。

オ. 事業報告書における会員の状況に関する集計ミスについて（指 摘）【事務局】（省略）

（2）共同募金について

① 概 要

共同募金は地域ごとにその使途や集める目標額を事前に定めて、募金を実施する仕組みである。千葉県共同募金会の配分委員会において、当年度の募金の地域目標額を設定し、社会福祉協議会への助成割合を決定している。平成27年度は40%を広域目標額（本部配分）とし、60%を地域目標額（市町村配分）としている。共同募金の資金によって行われる民間社会福祉活動については、広域助成と地域助成に分けて助成計画が作成されるが、このうち、地域助成については、各市町村社会福祉協議会を通じて行うこととされている。

平成27年度の千葉市社会福祉協議会での共同募金配分金の額は2億9,909万円であった（うち、一般募金配分金2億7,158億円、歳末たすけあい募金配分金2,751億円）。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 現金での受付の管理について（意 見）【事務局】（省略）

イ. 募金箱の現金回収について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

募金箱の現金回収については、募金運動期間終了後（1月上旬）もしくは設置先の意向により、その回収のタイミングを設定して回収しているということである。しかし、募金箱の現金回収のタイミングや回収方法に関する一定のルールが定められていない。そのため、募金箱の回収の網羅性の確認もできない状況である。

【結果】

募金箱の現金回収に係る一定のルールを策定し、募金箱回収の網羅性を確保して、募金

の回収の正確性や網羅性に留意するよう要望する。

2. 共同募金配分金事業サービス区分について（省略）

（１）概 要

（２）手 続

（３）結 果

① 共同募金配分金事業に係るサービス区分等の設定について（意 見）【事務局】

3. 人件費及び運営費補助金について

（１）概 要

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱別表によれば、人件費及び運営管理費は、「市社協の運営に要する役職員に係る人件費」や「市社協の運営に要する事務局・区事務所維持管理費、調査研究費、非常勤職員賃金、職員被服貸与費、職員健康診断料、振込手数料、及び会議開催費」の経費を対象として交付されることとなっている。ただし、各号において、委託事業費その他の事業費で支弁する職員に係る経費は除くとされている。人件費支出は、事業の従事割合に応じてサービス区分間で配分されることはなく、職員が所属するサービス区分において計上されている。

補助金交付決定額申請書及び補助金交付決定通知書の金額としての「所要額内訳書」の申請時と実績時の比較は以下のとおりである。

【平成27年度人件費及び運営費補助金の申請額・実績比較】（単位：円）

大 科 目	申請額	実 績	差 異
経常経費補助金収入	533,736,000	512,817,061	△ 20,918,939
人件費支出	489,957,000	462,311,276	△ 27,645,724
事務費支出	17,949,000	24,746,945	6,797,945
その他の活動による支出	25,830,000	25,758,840	△ 71,160
支 出 計	533,736,000	512,817,061	△ 20,918,939

注1：平成27年12月給与規程の改正により、申請時より減額となったため。

注2：事務局コピー機等賃借料、通信運搬費、車両支出、清掃料等が申請時にはなかったため。

（２）手 続（省略）

（３）結 果

① 人件費について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

人件費部分の補助について、平成27年度は4億6,231万円である。その補助の対象は、社会福祉協議会の法人全体に係る部門（役員、総務係、経理係、推進係等）である。これらの部門については、単に法人の管理部門であるというだけではなく、社会福祉事業の中の各拠点や公益事業の拠点の業務も一部担っているものと考えられる。しかし、現状では、法人運営事業拠点以外の各拠点には、専任の直接人件費のみが計上されており、法人全体に共通する部門の人件費については配分されていない。

法人全体に共通する部門の人件費については、まずは実施する事業の委託料の間接費として回収されるべきであり、次に、自主財源を充当し、それでも不足する部分について、

運営費補助（資金不足）として認識し、充当・補填していることを会計上の仕組みとして明確にする必要があるものと考えられる。

【結果】

実施する事業の各委託料について、人件費の間接部門従事分の計算方法を検証するとともに、人件費及び運営費補助金のうち、人件費に対する補助金の金額の妥当性について検証することを要望する。

② 所管課における実績報告等の検証について（意見）【地域福祉課】（省略）

③ 提出書類の明確化について（意見）【地域福祉課】

【現状・問題点】

申請時に千葉市社会福祉協議会から提出される書類のうち、「所要額内訳書」の合計額が実際の交付決定額と結びつくものであり、補助金の所管課は、これに基づいて交付決定を行っている。これに対して、実績報告時に提出される「決算額内訳書」は勘定科目と結びついたものではあるが、申請時の「所要額内訳書」とは項目が異なるものである。申請時に提出される「所要額内訳書」を検討し、これに基づいて交付決定したのであれば、同じ資料での実績ベースが提出されない限り、比較分析が容易に実施できないものである。

【結果】

市所管課は、人件費及び運営費補助金の実際の交付決定額と結びつく申請時の内訳（＝「所要額内訳書」）について、千葉市社会福祉協議会の勘定科目と結び付いた「決算額内訳書」の内容・形式・勘定科目と整合するような様式等の変更を行うよう要望する。

4. 会費及び寄附金の税額控除等について

（1）概要

千葉市社会福祉協議会は、平成 24 年 1 月 1 日より「税額控除対象法人」の証明を受けており、寄附者等は所得控除の他、税額控除も選択することができる。この税額控除については、会費と寄附金のいずれも対象となっている。千葉市社会福祉協議会のホームページを閲覧すると、まず、「会員募集」と「寄附のお願い」の案内がなされており、そのうち、「寄附のお願い」の箇所には「寄附金税額控除について」の説明がある。しかし、「会員募集」箇所にはこのような説明はない。

（2）手続（省略）

（3）結果

① 税額控除に関してのホームページ上の記載について（意見）【事務局】

【現状・問題点】

会費や寄附金を支払った際に受け取る領収書には、個人の所得控除又は法人の損金算入の対象となる旨が記載されている。しかし、税額控除の対象となる旨は記載されていない。また、税額控除に関する周知については、ホームページの「寄附のお願い」の箇所の説明のみである。このように、ホームページの「会員募集」の箇所には説明がないため、寄附金の場合は税額控除の対象となるが、会費の場合は対象とならないといった誤解を与える

可能性がある。

【結果】

会費の場合は税額控除の対象とならないといった誤解を与えないよう、ホームページ上で、会費に係る税額控除の記載についても検討するよう要望する。

② 領収書の適正な管理について（指 摘）【各区事務所、事務局】

【現状・問題点】

寄附金については経理係にて寄附台帳、会費については会員加入状況実績表（本会分は「特別・賛助会員一覧」）に入力し管理している。その寄附金の領収書について、平成 27 年度の管理状況を検証した結果、領収書番号の欠番、重複が見られ、また、その控えが全て破棄され、更に、領収書に番号が記載されていないという問題があった。

【結果】

本会と各区事務所において領収書に関する会計上の管理ルールを確認し、当該ルールに基づいた管理が実施されるよう、周知、徹底されたい。また、各区事務所等の領収書の発行状況や管理状況については、事務局において定期的にチェックすることを実施されたい。

5. 雇用保険料預り金の会計処理について

（１）概 要

職員の雇用保険料は、職員負担分と事業所負担分を合わせて労働基準監督署へ納付する。年度当初（6 月～7 月頃）に 1 年分の概算額を計算し、翌年度の同じ時期に 1 年分の概算額と確定額との差額を精算するとともに、新たな 1 年の概算額を計算する。

また、雇用保険料は、個人負担分と会社負担分の合計を一括、もしくは 3 回に分けて納付する。職員負担分雇用保険料相当額は毎月支給される給料から控除する。会計処理としては納付時に立替金で処理し、給与から控除して預かった際に立替金を取り崩す処理などが考えられる。

（２）手 続（省略）

（３）結 果

① 過年度雇用保険料の預り金の滞留について（指 摘）【事務局】

【現状・問題点】

雇用保険料の会計処理及び貸借対照表等の上での表示について、平成 28 年 3 月期には、預り金を雑収入に振り替えていた（約 700 万円）。その内容としては、過年度において預り金を減少させるべきところ、誤って会社経費として処理していたものと推測されるが、発生当時を特定することができず、その内容の真偽を確認ができなかった。

【結果】

預り金の残高を決算期ごとにその内容を確認し、決算時点でも貸借対照表や財産目録上に数年にわたって明らかに滞留しているもの、内容不明で残っているものがないよう、残高把握に努められたい。

6. 地域支え合い活動について

(1) 概 要

地域支え合い活動は、平成 27 年度の介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業において、支援が必要な高齢者が安心して地域で生活できるよう、住民主体の活動を含めた生活援助活動の地域における仕組みづくりを推進するものである。この地域支え合い活動は、高齢者生活支援サービス基盤づくり事業として助成事業となっている。

当該事業は、本会が地区部会に対して活動エリア内の住民相互の支え合いによる買物の手伝いや散歩等の外出付き添いなど、日常的な生活支援活動の仕組みづくり構築へ向けて各種提案や助成などの支援を行うものである。

この地域支え合い活動での助成金については、1 地区部会当たり事業費を 250,000 円とし、このうち 150,000 円は補助金を財源として、100,000 円は共同募金分配金収入を財源として支給するものである。

平成 27 年度の当該助成金の予算と実績は以下のとおりである。

- i 助成金の交付決定額 1,350,000 円 (@150,000 円×9 地区部会)
- ii 助成金の確定額 450,000 円 (@150,000 円×3 地区部会)
- iii 助成金の戻入額 900,000 円 (@150,000 円×6 地区部会)

「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地域支え合い活動助成金交付要綱」(以下、「地域支え合い活動助成金交付要綱」という。)によれば、助成対象者の年度別予定数は以下のようにになっている。なお、() 内は助成実績又は目標である。

- i 平成 27 年度 10 地区部会 (助成実績：3 地区部会)
- ii 平成 28 年度 30 地区部会 (助成目標：10 地区部会)
- iii 平成 29 年度 21 地区部会

(2) 手 続 (省略)

(3) 結 果

① 平成 27 年度の実績について (意 見)【事務局】

【現状・問題点】

地域支え合い活動助成金交付要綱での助成対象者の年度別予定数に対して、実績が大幅に下回っている。その理由として、千葉市社会福祉協議会は、次のとおり考えている。

- i 助成対象を地区部会に限定していること。
- ii 助成対象を立ち上げ費用に限定していること
- iii 担い手の確保や活動開始に向けた気運の醸成に時間を要すること。なお、助成対象期間は 3 年である。

また、当該事業での助成金は地区部会に対象を限定しており、自治会が独自で実施する生活援助活動には支給されない。

【結果①】

地域支え合い活動助成金の助成対象としての地区部会のあり方や助成対象を地域の N

PO団体、学校、関係団体、施設等に広げることについて、再度見直すことを要望する。

【結果②】

また、地域支え合い活動の仕組み作りの立上げの際には、地域のNPO団体、学校、関係団体、施設等、共に継続的に活動を担っていくと考えられる人材の意見を取り入れていくことも検討するよう要望する。

② ボランティアセンターとの連携について（意見）【事務局】

【現状・問題点】

地域支え合い活動の仕組みづくりの中では、ボランティアセンターとの連携は行われていない。地域支え合い活動の仕組みづくりの段階から、当該地域のボランティア登録者やボランティア経験者の意見を取り入れ、また、ボランティアセンターからも地域でのニーズを把握することにより、地域独自の仕組みづくりが期待されているものとする。

【結果】

地域支え合い活動の仕組みづくりの段階において、ボランティアセンター等、関係団体との有機的な連携（会議への参加や情報入手など）を構築するよう要望する。

③ 補助金交付申請書の添付書類について（意見）【事務局】（省略）

7. ボランティアセンターについて

（1）概要

ボランティアセンターでは次に記載する業務を実施している。

- i ボランティア活動の相談窓口及び活動先紹介業務
- ii ボランティア紹介希望者（施設）からの相談受付及びコーディネート業務
- iii ボランティア講座の企画及び開催
- iv ボランティアに関する情報収集及び提供業務
- v 福祉教育事業の普及・推進業務
- vi その他前号に掲げる以外のボランティア振興に関する業務

（2）手続（省略）

（3）結果

① ボランティア入門講座について（意見）【ボランティアセンター】

【現状・問題点】

ボランティア入門講座の受講者数のうち、ボランティア活動への参加状況については把握されていない。受講者のうちボランティア登録した人の割合は、平成25年度：41%、平成26年度：29%、平成27年度：12%である。ボランティア入門講座参加者数は年々増加しているが、一方で、そのうちのボランティア登録者数については年々減少している。

【結果】

ボランティア入門講座実施の成果として、受講者のボランティア活動の状況を把握するとともに、受講者が増加しているにもかかわらず、そのうちボランティア登録者が減少している原因を分析し、登録者増加に向けた市民へのアプローチの手法を検討するよう要望

する。

② ボランティア登録者について（意見）【ボランティアセンター】

【現状・問題点】

ボランティア新規登録者については、年々減少している。また、ボランティアに登録しているが、ボランティア活動を行っていない登録者が相当数存在することが分かる。更に、平成 27 年度には、登録継続について未回答者の抹消作業を見直し、登録実態を明確にするため、過去 13 年間更新について未回答者を抹消した。平成 27 年度の登録抹消者である 546 人のうち、443 人が過去 13 年間に登録更新について回答がなかった登録者であった。過去 13 年間にわたって、実際にボランティア活動に参加できる人のデータベースが有効に活用することができていたかについて疑念が残る。

【結果】

ボランティア登録者については、実際にボランティア活動に参加できる人のデータを適正に把握し、適時にボランティア活動の紹介ができるようにデータベースを更新し活用することを要望する。

また、地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくりの重要な要素の一つとして、ボランティアセンターへの相談等だけではなく、千葉市あんしんケアセンターをはじめ、各団体や施設等との定期的な情報交換等により、ボランティア登録者に対して積極的な日常的ボランティア活動への参加の紹介ができるような仕組みの構築を要望する。

8. 千葉市ハーモニープラザ管理運営業務委託について

（１）自主事業について

① 概要

千葉市は、平成 11 年 9 月 24 日施行の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（以下、「設置管理条例」という。）に基づき、社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、千葉市ハーモニープラザ（以下、「プラザ」という。）を設置している。プラザは、障害者福祉センター、障害者相談センター、ことぶき大学校、社会福祉研修センター、男女共同参画センター、その他の施設から構成されている。プラザの管理は指定管理者に行わせるものとしている。

平成 23 年度から平成 27 年度まで、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会及び公益財団法人千葉市文化振興財団の 3 法人から構成される千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体の共同事業体が指定管理者として千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書を締結している。千葉市社会福祉協議会では、社会福祉研修センターの管理運営業務を請け負っている。

施設の管理運営に当たって想定される収入の形態としては利用料金収入、指定管理料収入、自主事業による収入の 3 形態がある。

② 手続（省略）

③ 結 果

ア. 自主事業の計画の必要性について（意 見）【社会福祉研修センター】

【現状・問題点】

「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書」（平成 22 年 11 月 29 日、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体）によれば、自主事業を実施できる施設はことぶき大学校と女性センターに限定されていることとしており、自主事業の計画は行っていない。

設置管理条例、管理運営の基準等の内容を確認したところ、利用料金収入については、徴収の対象者が限定されており、社会福祉研修センターで徴収することは想定されていない。一方、自主事業について実施できる施設についての制約は確認できなかった。そのため、社会福祉研修センターでも自主事業を実施することは可能であると考えられる。

【結果】

自主事業を計画・実施することにより自主財源を確保し、今後の活動に有効に活用することを検討するよう要望する。

イ. 自主事業に係る剰余金の取扱いについて（意 見）【社会福祉研修センター】

【現状・問題点】

指定管理者は、自主事業の実施により収入を得ることができるが、利益（剰余金）が発生した場合には一定の計算に基づき市に還元することとされている。今年度の外部監査での新たな論点は、指定管理業務と自主事業との事業そのものの性格の相違に基づく剰余金の取り扱いのあり方についてである。

まず、自主事業に係る剰余金についてまで市への返還の対象とすることが指定管理者の経営努力を削ぐことにならないかという問題点はある。

次に、自主事業に係る剰余金を指定管理業務に係る剰余金と同率で市へ返還するルールについては、自主事業の任意性、専門性、自発的展開等の性格から考えた場合、必ずしも指定管理業務と同一の返還率でルール化する必要はないものとする。

【結果】

自主事業から得た剰余金の還元に関する計算方法について、指定管理業務からの剰余金の返還ルール（収益の 10%との比較に基づく基準）と同一にするよりも指定管理者として自主事業の実施におけるモチベーションを高めることができるという認識がある場合には、例えば、自主事業に係る剰余金の返還ルールにつき、収益の 20%との比較に基づく基準等を提案するなど、指定管理業務に付随する自主事業の改革を進めるよう要望する。

（２）モニタリングの内容について

① 概 要

社会福祉協議会は、毎月、自己評価シートにより、業務のモニタリング、評価を行っている。自己評価の方法として、設定した各項目を 5 点満点で評価している。また、年度末には実績報告書に、自己評価表を添付して提出している。

一方、選定要項によれば、市と連携して地域福祉を推進してきた社会福祉法人としての

ノウハウを活用して、専門性が高く効果的な社会福祉に関する研修を企画・実施し、市民に提供される公的・民間福祉サービスの質の向上に寄与することを指定管理者に期待している。千葉市が設定した社会福祉研修センターの管理運営に関する成果指標及び数値目標は、以下のとおりである。

【成果指標及び数値目標（千葉市設定）】

成果指標	①研修の延べ参加者数
	②アンケート総合評価（5点満点）の平均点
数値目標	①延べ定員の9割以上の参加者数
	②全研修を通して4.3点以上

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 研修の延べ参加者数について（意 見）【社会福祉研修センター】

【現状・問題点】

研修の延べ参加者数について、市が設定した数値目標は、延べ定員の9割以上の参加者数である。実績を見ると、全体での累計値では各年度とも9割を超える受講率となっている。一方で、個別の研修ごとの受講率を見ると、9割を下回っているものが散見される。

その実施する研修の中には座学講座である研修もあれば、実技を伴う研修もある。これまでの研修の達成すべき目標数値は、これらの様々な性格を有する研修を一律に規定するものとして「延べ定員の9割以上の参加者数」という指標を採用してきた。このような一律の数値目標による研修実績の評価は研修の性格を反映しない方法であり、研修ごとの評価結果の比較において有効性に疑問が残るものと考えられる。

【結果】

上記のような参加者数が少ない研修の改善策を検討する前提としては、研修の性格に応じた数値目標をよりきめ細やかに設定することを要望する。

イ. 研修の受講率の算定方法の誤りについて（指 摘）【社会福祉研修センター】（省略）

ウ. アンケート総合評価について（意 見）【社会福祉研修センター】

【現状・問題点】

アンケートの総合評価の平均点について、千葉市が設定した数値目標は、全研修を通して4.3以上である。過去5年間のアンケートの総合評価の実績を見ると、総合評価の数値目標である4.3を超えていない研修も散見される。それらは「i 専門課題、i）財務担当職員研修」、「ii 行政職員、i）福祉担当新任職員研修、ii）生活保護関係職員新任地区担当員研修」である。これらの研修については、社会福祉協議会においても研修の実施手法やテキスト・資料等の内容、講師の人選等に改善点が残されていることを認識している。受講生にとってより魅力的である研修内容と実施手法にするためには研修アンケートの結果を踏まえた具体的な改善策が求められているものと考えられる。

【結果】

各研修の総合評価については、年々改善される傾向にはあるが、総合評価が求められた水準に満たないものが散見されるため、総合評価が低くなる要因を明確にし、研修受講性の満足に直接つながる講師の人選、テキスト等の内容の改訂等を早急に実施するよう要望する。

9. 外部団体との経費の精算について（省略）

（１）概 要

（２）手 続（省略）

（３）結 果

① 民児協職員給与の支払、精算時の会計処理について（指 摘）【事務局】（省略）

② 民児協職員給与の取扱いについて（意 見）【事務局】（省略）

10-1. 放課後児童健全育成事業の会計処理について

（１）固定資産について

① 概 要

放課後児童健全育成事業に関して取得した固定資産に関する決算書類のうち、附属明細書等に記載されている器具及び備品が複数存在する。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 国庫補助金等特別積立金積立額の計上について（指 摘）【事務局】（省略）

イ. 固定資産の取扱いについて（指 摘）【事務局】

【現状・問題点】

社会福祉協議会としての固定資産の範囲は、取得日後１年を超えて使用する有形及び無形の資産であって、１個もしくは１組の金額が１０万円以上のものとしている。

子どもルーム（以下、「ルーム」という。）の事業に関連して、施設整備等による収支の固定資産取得支出の器具及び備品取得支出として７台分の冷蔵庫が計上されており、貸借対照表上も有形固定資産の器具及び備品に計上されている。しかし、受託事業の中で取得したものであり、その所有権は本来委託者に帰属すべきものであると考えられる。委託契約が終了した際には、委託者の資産として返還することが妥当と考えられる。

【結果】

事業運営上必要な支出のうち、社会福祉協議会の固定資産計上基準に基づき資産計上したものについて、所有権の帰属先、契約終了時の当該資産の取り扱い等を明確にし、固定資産計上の可否を検討されたい。

（２）現金・預金の管理について

① 概 要

ルームで扱う金銭は、児童育成係から支給する教材費や消耗品費等のいわゆる「公金」と保護者から集める「おやつ代」がある。「公金」と「おやつ代」は別口座で管理するこ

ととされている。「おやつ代」管理口座の名義は「〇〇子どもルーム山田花子（責任者指名）」のように登録することとなっている。また、「公金」は、算定基準日現在の在籍児童数及び基本体制指導員数に基づいて算出した支給額を年5回に分けて児童育成係から公金口座へ振り込みにて支給する。年度末に精算し、残高については児童育成係へ返金する。

年度ごとに各ルームに配付される金銭出納帳（公金用・おやつ代用）を日々の記録として活用し、毎月末には通帳残高と手元にある現金残高とが整合するかどうか確認し、年度末には精算し、翌年度は新たな金銭出納帳を使用する。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. おやつ代の会計処理について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】（省略）

【結果】

おやつ代として現金徴収するものについて、現金預金の動きがある場合、会計上認識し、決算書に反映させることにより、取引規模の把握や実費徴収額としての妥当性の検証が可能となるため、会計処理について検討するよう要望する。

イ. おやつ代管理口座残高の取扱いについて（意 見）【事務局】

【現状・問題点】（省略）

【結果】

「おやつ代」管理口座残高及び手元現金については簿外処理とせず、決算書に反映させるよう要望する。

10-2. 放課後児童健全育成事業の人員配置について

（１）計画と実績の比較について

① 概 要

職員について、児童の安全面への配慮や事業の安全な運営のため、ルームには放課後児童支援員（以下、「指導員」という。）を配置するものとされており、突発的な事故等に対して、交代要員を十分に対応できる体制を整えておくこととされている。また、指導員からの子どもの処遇や運営に関する相談に対応するため、運営相談員を2区ごとに2人、計6人配置することとされている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 他団体との連携について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

指導員の採用に関して、ことぶき大学校卒業生の活用の可能性について、現段階では想定していないが、今後検討する旨の回答を得ている。

【結果】

社会貢献への意識の高い住民が活躍できる機会を提供することにより得られる効果は

あるものと考えられるため、ことぶき大学校卒業生の活用について検討するよう要望する。

10-3. 放課後児童健全育成事業の児童数の増減について

(1) 当初計画と実績の比較について

① 概 要

千葉市放課後児童健全育成事業実施要綱によれば、市が行う放課後児童健全育成事業を実施するため、平成 27 年度において 151 箇所のルームを設置している。各ルームの受入枠（定員）は市において設定している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 利用児童数増減分析について（意 見）【事務局】（省略）

10-4. 放課後児童健全育成事業の運営管理について

(1) 運営管理について

① 概 要

放課後児童健全育成事業は児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものとして厚生労働省が実施している事業である。

その運営主体は市町村とするが、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとされており、運営主体別には公営 8,631 か所、民営 13,977 か所となっている。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 目標設定について（意 見）【事務局】（省略）

イ. 他団体比較について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

当事業は全国で 22,608 か所、登録児童数 1,024,635 人の規模で運営されており、事業の実施主体は市町村が適切と認めた者に委託等することで運営されている。事業の運営に当たっては他団体との比較は行っていない。なお、近隣団体では習志野市、船橋市、八千代市、市原市が同様の業務を行っている。

【結果】

事業の有効かつ効率的な運営のために、予算実績比較をするとともに、他団体との比較分析を行うことで現状の問題点や参考とすべき改善点が顕在化する可能性があると考えられる。他団体との比較分析の実施を検討するよう要望する。

ウ. モニタリングについて（意 見）【事務局】（省略）

エ. 積算方法について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

事業運営の受託金収益は、契約当初に概算額で契約し、事業終了後、実績報告の上、実績精算している。そのため、間接的に発生した経費の見積がされておらず、実績報告に盛り込まれなかった経費については社会福祉協議会の持ち出しとなり、企業の継続性にとってマイナス要因となる可能性がある。

【結果】

積算の方法について、一般管理費を考慮して適正な積算に努められるよう要望する。

11. 自立支援等事業について

（１）補助金の積算方法について

① 概 要

自立支援等事業は、「日常生活自立支援等事業」と「生活福祉資金貸付事業」の二つの事業を実施している。さらに「日常生活自立支援等事業」は「日常生活自立支援事業」と「法人後見事業」の二つの事業を実施している。日常生活自立支援等事業は千葉市からの補助金により運営しており、また、生活福祉資金貸付事業は千葉県社会福祉協議会からの受託金収入により運営している。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 補助金の積算方法について（指 摘）【事務局】

【現状・問題点】

補助事業等の経費及び補助額については、日常生活自立支援事業、法人後見事業ともに、それぞれの対象経費の総事業費から負担金その他の収入額を控除した額の10分の10とされている。予算積算書において、総事業費から、利用料収入とサービス区分間繰入金収入を控除した額を補助金として算定しており、サービス区分間繰入金収入の見積額は、日常生活自立支援事業が915千円、法人後見事業は306千円である。そのうち、サービス区分間繰入金収入については、他の事業の余剰分であり、当該事業を行う上で獲得した収益ではないため、余剰分の付け替えを行っていることになり、本来の事業の目的以外の目的で資金が使われたことになる。

【結果】

補助事業や委託契約で行われるものについては、その資金は目的に沿って使用されることが予定されるため、資金の使途及び補助金申請の際の積算方法の見直しを検討されたい。

イ. 予算実績差異分析について（意 見）【事務局】（省略）

12. 生活福祉資金貸付事業について

（１）千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務について

① 概 要

生活福祉資金貸付制度は、他からの融資の受けられない所得の比較的少ない世帯、家族

の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65 歳以上）や身体障害者（身体障害者手帳所持）、知的障害者（療育手帳所持）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営している。当該貸付事業の貸付事務について、千葉県社会福祉協議会から社会福祉協議会に委託されている。社会福祉協議会への委託事業について千葉県社会福祉協議会は予算の範囲内で社会福祉協議会へ事務費を交付している。貸付事務費は国・県が基本的にそれぞれ 2 分の 1 を負担しており、社会福祉協議会の貸付件数等実績に基づき配分される。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 目標設定について（意 見）【事務局】（省略）

イ. 会計処理科目について（指 摘）【事務局】

【現状・問題点】

当該貸付事業は千葉県社会福祉協議会からの委託事業であり、生活福祉資金貸付事業の運営に当たっての会計処理については、「生活福祉資金会計要領」（以下、「会計要領」と呼ぶ）第 5「市町村社協が行う会計処理要領」に基づいて行うことが求められる。

会計処理について、「会計要領」に記載されている内容と異なる科目で処理されているものがあつた。

【結果】

社会福祉協議会では取引内容をより明確にするために科目を設定したものと考えられるが、受託事業実施の際のルールに反している状況にあるため、小科目の設定科目を修正するとともに、現状の科目については小科目の細分科目として設定し直すなどの対応を検討されたい。

（２）経理区分間繰入金支出の取り扱いについて

① 概 要

拠点区分別資金収支明細書上において、「生活福祉資金貸付事業」サービス区分から「日常生活自立支援等事業」サービス区分へ、「拠点区分間繰入金支出」として 710,516 円の資金の移動があつた。

② 手 続（省略）

③ 結 果

ア. 兼務人件費の積算について（意 見）【事務局】（省略）

イ. 事業従事人件費の実績集計とその評価について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

当該繰入は、「生活福祉資金貸付事業」サービス区分から「日常生活自立支援等事業」サービス区分への支出である。生活福祉資金貸付事業は、「千葉県社会福祉協議会」からの受託事業であり、一方、日常生活自立支援等事業は、「千葉市」からの補助金による事

業である。このように2つの事業は異なる性格を有するものであるにも拘らず、前者に従事する職員の人件費は、一括して後者の事業に計上されているため、現状では前者に従事した職員の人件費の一部を前者の事業から後者の事業へ繰入れる処理を行っている。

しかし、千葉市社会福祉協議会としては、生活福祉資金貸付事業に従事している職員の実際の従事割合を的確に把握していないため、その実際の従事割合に基づき、当該事業の人件費を集計しているわけではない。

【結果】

生活福祉資金貸付事業に従事する職員の実際の従事割合を把握し、受託収益のうち人件費に充当することができる額との比較分析を行い、事実上超過負担をしているかどうか、また、その超過額が事業の継続実施の上で許容できる範囲であるのかどうかについて、経営上の評価を行うよう要望する。

13. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会たすけあい金庫貸付について

(1) 概 要

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、昭和38年6月1日施行の社会福祉法人千葉市社会福祉協議会たすけあい金庫貸付規程（以下「たすけあい金庫貸付規程」という。）に則り、低所得世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難であり、且つ僅少の出費等によって生活をおびやかされるおそれのある者を対象（たすけあい金庫貸付規程第3条）に、7種類の資金（家屋補修費、応急生活費、療養費、支度費、葬祭費、出産費、その他）の貸付事業を行ってきた。この貸付事業は、平成22年度に終了し、以後、新たな貸付は行っておらず、現在は既に実行した貸付金の返還を受けるのみである。平成27年3月末日時点で、未償還の借受人は55人であり、未償還元金は合計422万8,390円である。

(2) 手 続（省略）

(3) 結 果

① 消滅時効が完成していない借受人への対応について（指 摘）

【千葉市成年後見支援センター】

【現状・問題点】

千葉市社会福祉協議会は、平成25年度以降、年に1回、未償還の借受人に対して督促状を送付し、督促状が到達しなかった借受人等に対しては、その後、督促状の送付を含め特段の措置を講じていない。なお、平成27年度に督促状を送付した借受人は5人である。また、連帯保証人に対して督促状を送付した実績はない。

平成25年度以降の督促に対して返済を行った借受人は存在せず、平成27年度の回収実績も0円である。未償還の借受人55人のうち、平成29年度以降に消滅時効（民法第167条第1項により10年間）が完成する借受人は5人であり、当該5人の未償還金額（元金のみ）はA：19万2,000円、B：14万5,800円、C：14万5,800円、D：6万7,000円、E：4万9,500円であった（合計：60万100円）。

【結果】

上記5人の借受人に対しては、速やかに住所調査を行い、最新の住所を把握すると共に、速やかに延滞金を含めた未償還金額全額の返還を求める最後通告を行い、併せて連帯保証人に対しても速やかに督促をされたい。その上で、督促に対して反応がない場合は、速やかに借受人及び連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟の提起等の法的手続をされたい。

② 消滅時効が完成している借受人への対応について（意見）

【千葉市成年後見支援センター】

【現状・問題点】

上記①の5人を除く50人の借受人については、既に全額について消滅時効が完成していると考えられるが、私債権であるため時効の援用がない限り債権は消滅しない（民法第145条）。しかし、仮に借受人及び保証人に対して請求を行っても、消滅時効が援用される可能性が高く、今後の回収に向けた費用と消滅時効の援用により回収できなくなる可能性が高い。

【結論】

既に消滅時効が完成している50人の借受人に対しては、早急に債権の免除を行い、債権管理の対象から外すことを要望する。

14. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金について

（1）概要

社会福祉協議会は、平成5年4月1日施行の高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付規程（以下「改造資金貸付規程」という。）に則り、高齢者及び重度障害者と同居又は同居を予定している者が居住する千葉市内の住宅で、高齢者及び重度障害者居室等を増改築又は付帯設備を改造する者を対象（改造資金貸付規程第4条）に、所定の貸付条件（同第6条）で資金の貸付事業を行ってきた。この貸付事業は、平成22年度に終了し、以後、新たな貸付は行っておらず、現在は既に実行した貸付金の返還を受けるのみである。

平成27年3月末日時点で、未償還の借受人は4人であり、未償還元金は合計575万8,780円である。

（2）手続（省略）

（3）結果

① 消滅時効が完成していない借受人への対応について（指摘）

【千葉市成年後見支援センター】

【現状・問題点】

社会福祉協議会は、平成25年度以降、年に1回、未償還の借受人に対して督促状を送付しており、その督促に対して返済を行った借受人は存在せず、平成27年度の回収実績も0円である。未償還の借受人4人のうち、平成29年度以降に消滅時効（民法第167条第1項により10年間）が完成する借受人は2人であり、当該2人の未償還金額（元金のみ）は、A：290万6,280円、B：54万円であった（合計：344万6,280円）。

【結果】

上記 2 人の借受人に対しては、速やかに延滞金を含めた未償還金額全額の返還を求める最後通告を行い、併せて連帯保証人に対しても速やかに督促をされたい。その上で、督促に対して反応がない場合は、速やかに借受人及び連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟の提起等の法的手続をされたい。

② 消滅時効が完成している借受人への対応について（意見）

【千葉市成年後見支援センター】

【現状・問題点】

上記①の 2 人を除く 2 人の借受人（C 及び D）については、既に全額について消滅時効が完成していると考えられるが（C：230 万円、D1 万 2,500 円）、当該貸付金は私債権であるため、時効の援用がない限り債権は消滅しない（民法第 145 条）。しかし、仮に借受人及び保証人に対して請求を行っても、消滅時効が援用される可能性が高い。

【結果】

既に消滅時効が完成している借受人 2 人に対しては、早急に債権の免除を行い、債権管理の対象から外されたい。

第 4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。